

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十三年三月五日(火曜日)午前十四時四十二分開会

委員の異動

本日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君

委員

伊能繁次郎君 小柳 牧衛君 哲二君 安井 謙君 吉江 勝保君 占部 秀男君 久保 等君 鈴木 壽君 成瀬 暢治君 岸 良一君 森 八三三君 白木義一郎君 田中伊三次君

國務大臣 田中伊三次君
政府委員 自治政務次官 加藤 精三君
自治庁選挙部長 鎌子 秀夫君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永亨一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開会いたします。

本日委員の異動がございましたので御報告申し上げます。佐野廣君が委員を辞任されました。森田豊壽君が補欠選任されました。以上御報告申し上げます。

○委員長(本多市郎君) まず、昨四日本院先議案として当委員会に付託されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。これより政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(田中伊三次君) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等の執行について、国が負担すべき経費の基準を定め、もつてその適正かつ円滑な執行を確保する目的をもつて昭和二十五年に施行されたのであります。が、以来、公務員の給与改訂、物価の変動その他この法律の施行の状況にかんがみまして、六回にわたる改正を行つて参つたのであります。

しかしながら、一昨年に行われました地方公務員の給与の実態調査によつて、地方公務員の給与の実態が明らかとなり、さらには、その後における鉄道旅客運賃の改訂、電信電話料金の改訂、物価の変動等によりまして、現行の基準が実情に即さないものとなりましたので、規定の整備をはかることにいたしました次第であります。

改正の内容について申し上げますと、第一点は、地方公務員の給与実態調査の結果に基づき、都道府県及び市町村の職員に支給される超過勤務手当の額を改訂いたそうとするものであります。また、基準額に積算されております旅費及び通信費をそれぞれ国家公務員等の旅費に関する法律に定める旅費額及び公衆電気通信法に定める料金額まで引き上げ、さらに人夫賃、嘱託手当の単価を実情に即する金額まで引き上げ、選挙公報用紙の単価を国の予算単価まで引き下げるとともに、都道府県の事務費について有権者数による段階の区分を、現行の六段階からさらに九段階までに細分することとし、あわせて基準額を適正にしようとするものであります。

第二点は、投票管理者及び開票管理者並びに投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に支給いたします費用弁償額が低額に過ぎますので、この額を引き上げようとするものであります。

第三点は、最近、都道府県の行政組織の合理化のため、地方事務所が廃止される傾向にあるのであります。このため、

それらの都道府県におきましては、支庁及び地方事務所以外の出先機関において選挙事務を取り扱っている実情にかんがみまして、今回新たにこれらの出先機関において選挙事務を行うに必要な経費を交付することとし、その基準額を定めるとともに、これに伴う必要な規定の整備をはかることとするものであります。また、都道府県のうちには、選挙事務を本庁においてすべて取り扱っている所もありますので、これらの都道府県につきましては、本庁経費を若干額加算することとしようとするものであります。

第四点は、旅費及び通信費について加算の基準となる距離を従来の十二キロメートルから十キロメートルに改めようとするものであります。

以上申し上げました諸点のほか、町村合併の進捗等にもないまして、市区町村数、支庁、地方事務所の数及び投票所、開票所の数に相当の増減がありますので、この際、これらを算定基準としての経費の積算基準を再検討いたしまして、実情に即するよう改めることとしたのであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨でございます。

○委員長(本多市郎君) 本案についてこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉江勝保君 認定出先機関には、どういふものが大体想定されるのですか。

○政府委員(鎌子秀夫君) 認定出先機関と申しますのは、地方事務所の廃止に伴いまして、県事務所とか税務事務所、それからあるいは厚生福祉事務所ですね、それからはなはだしいのになると、保健所を一所使っているものもあります。選挙事務の全部ではございません、一部でございますが、そういうのが従来の地方事務所にかわつて出先機関として選挙のときの管理、執行に當つております。そのような機関を認定いたしまして、それに必要な経費を交付いたしたい、このように考えます。

○吉江勝保君 その機関で今までそれをやつておる所があるのですか。

○政府委員(鎌子秀夫君) すでに地方事務所を廃止いたしましたので、そのような機関に肩がわりしているところがございまして。

○吉江勝保君 今話がありましたように所はいずれもそれをやつておるのですか。

○政府委員(鎌子秀夫君) 地方事務所を廃止いたしました結果、やむを得ずという所はそういう所を使つておるわけでございます。現在地方事務所を廃止いたしましたので、完全に先機関を使わずに県だけでやつておるのは、徳島県一県だけでございます。

○委員長(本多市郎君) この執行経費の基準に関する法律の一部改正と、この二つがございまして、今度改正されるのと前のとのほんとうの経費の額の対

照表について、概略ちよつと説明を求めます。

○政府委員(金子秀夫君) 御説明いたします。

逐条的に御説明いたしますが、第二条には、先ほど御質問がございました、出先機関に選挙事務を扱わせる必要があることから、出先機関の認定の規定を入れたのでございます。

第四条は、投票所の経費に関する規定でございますが、これは先ほど大臣から提案理由で御説明いたしましたように、超過勤務手当等、単価の引き上げ等がございまして、必要な改正を行なったものでございますが、こまかく申し上げますと、投票所の経費の基本額につきましては、全般的に約二五%前後の増額となっておりますのでございますが、基準額自体といたしましては、現行の一億九千万円から二億五千万円に、約六千万円の増額と相なっております。この投票所の経費の改正の骨子を御説明いたしますと、先ほど申しましたように、超過勤務手当の単価を改正いたしましたこととございまして、

単価を申し上げますと、超過勤務手当は平日と土曜日、日曜日に分けまして、現行の単価は超過勤務手当は、平日、区が四百四十円でございますのを五百五十円に改正をいたします。それから市は三百五十六円を五百三十三円に改正いたします。町村は二百八十四円を四百四十四円に改正いたします。土曜日は半分は時間外になりますので、区は七百四十六円から一千三百円、それから市は六百四十八円を九百十五円、町村は五百十七円を七百三十四円に改正いたします。

す。それから日曜日は、これはまるまる時間外になりますので……。その超過勤務手当の単価を改訂いたしますこと、次は管理者、立会人の費用弁償を増額いたしましたこと。それから三番目には、嘱託及び人夫賃の単価を改訂いたしましたこと、四は通信費の単価を改訂いたしましたこととございまして、これに伴いまして増額になったのでございます。

なお、この前の法律では基数と申しまして、市区町村の数、投票所の数が前回よりも本年一月一日現在の数字でいきまして、前回は、改正前の基数は四万二千八百八十二カ所の投票所がありましたのが、現在では四万三千三百三十七カ所でありまして、合計二百五十五カ所の増となっております。その基数の改正をいたしております。

それから第五条開票所の経費は、これは投票所の経費と同様な関係で、管理者、立会人の費用弁償の増額、超過勤務手当の改訂が主でございますが、その次には人夫賃、嘱託手当、運搬費における人夫賃等の単価を改訂いたしました。四番目に、鉄道運賃と日当の改訂をいたしております。そのほか開票所の経費は、開票所数が町村合併の結果、現行法では八千六百八十九開票所がありましたのを、一月一日現在では四千七百三十五カ所と相なっておりますので、差し引き三千九百五十四の減となっております。そのような減少をいたします要素がありました結果、

超過その他で経費が増額いたしましたのでございまして、差し引きいたしましたして、約四百萬円の減と相なっております。それから第六条の關係におきましては、選挙会の経費及び選挙分会の経費

の規定でございまして、これは投票所の経費と同様に超過勤務手当の単価の改訂と、立会人の費用弁償、人夫賃の単価の改訂、それから旅費額の改訂、鉄道運賃、日当、宿泊料の改訂と同様に、地方事務所数の減少によりまして積算基礎の整理を行なっております。第四は通信費の改定で、電話料金の改定と合せまして、関係市町村数の減少に伴いましてその基数を整理いたしております。

改正の要点は以上の通りであります。地方事務所数及び市町村数の減少に伴いまして、経費の総額は約四百七十萬円減少いたします結果と相なっております。

それから第七条は、選挙公報の発行の経費でございまして、これは衆議院議員の選挙及び参議院地方選出議員の選挙にかかるといたしましては、超過勤務手当の単価引き上げ、人夫賃の引き上げでございまして、本経費におきまして人夫賃の単価は、選挙公報配付という勤務の性質上、他の経費の人夫賃より若干高く算定いたしております。それから第三点は、用紙一連当りの単価が、現行法では一千八百円に

なっておりますが、これが紙の値段のその後の動きから見ると、少し高過ぎますので、千六百円の予算単価まで引き下げようとするものでございまして、第四点は通信費の改訂でありまして、電報料金の引き上げに伴いまして、電報料金の引き上げに伴いまして、

第五点は旅費の引き上げで、現行国家公務員旅費法の鉄道運賃と日当の額まで改訂するものでございまして、それで、選挙公報の経費におきましては、二十二万一千円の増となっております。

それから第九条でございまして、ガリ版の印刷の十六ページ(演説会施設公営費)でございまして、これは投票所の経費と同様に、人夫賃と超過勤務手当の単価をそれぞれ引き上げるものでありまして、この改正に伴い四百八十萬円の増加となっております。

第十條、十七ページ、立会演説会の経費でございまして、第九条と同様に人夫賃と超過勤務手当の単価をそれぞれ引き上げまして、この改正に伴いまして、これは選挙法の前回の改正でございまして、運動期間が短縮になりましたので、立会演説会の回数問題でございまして、現実の実績が三十回未満となっておりまして、これを三十回といたしまして百八十萬円の減額となっております。これは予算でございまして、実際やりました分は出さずでございます。ただ、予算の立て方は、回数そのより実績に基いて予算を組み、それで、やりましたものは実績で払うわけでございまして。

それから第十三条は事務費でございまして、十九ページでございまして。これは事務費は都道府県、市区及び町村の三段階に区分され、今回の改正におきましては積算単価の改訂と規定の改正を行なっております。積算単価につきましては超過勤務手当、人夫賃、旅費及び通信費の基礎単価を、さきに述べました統一単価によって改訂したものでございまして、規定の改正につきましては、都道府県の事務費のうち、有権者数段階の区分、府県の規模の問題であります。現在六段階になっておりますものを、合理化するために九段階に分けましたこと、支庁、地方事務所及びこれにかわる認定出先機関のな

い都道府県につきまして基準額の百分の二十の額を加算するように改訂したのでございまして。この百分の二十の加算を適用いたします府県は、先ほど申しましたように現在のところは徳島県一県だけでございまして。また第二条に述べました認定出先機関につきましては、その基準額を十六万六千五百八円と定めたのであります。地方事務所は三十萬円でございまして、約半額に近いものと定めたのでございまして。この結果、事務費の総額は、都道府県では総額三億一千万円が三億七千万円になり、市区につきましては一億八百万円が一億九千九百万円、町村につきましては二億五千九百万円が二億八百万円になりまして、従いまして、全体におきましては約二千八百萬円の増額と相なっております。

次は第十四条でございまして、ガリ版のページで行きますと、二十八ページでございまして、選挙長等の費用弁償額に関する規定でございまして。費用弁償の改正は、市区町村の実績を見ますと、すでに規準額を大幅に上回るものがありまして、かねてから懸案でありました。今回人件費関係の単価改訂に伴って引き上げられることといたしたのでございまして。投票管理者、開票管理者の費用弁償額を現行三百円から三百四十円に引き上げまして、投票立会人、開票立会人並びに選挙立会人の費用弁償額の単価を現行二百二十円から二百八十円に引き上げたのでございまして。実態調査等の結果は、必ずしもこの程度の引き上げで十分とは考えられないのでございまして、予算の総額等の關係でプール計算によって経理いたしたいと、このように考えております。

する額をこえることとなるときは、道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額が、当該課税総所得金額の百分の八十の額に相当する額から所得税額を控除した額に相当する額となるようにそれぞれを減額するものとする」ということを加えようとしております。要するに所得税と道府県

民税と市町村税、この三者の合計額が課税総所得金額の八割をこえるようなことになる場合には八割にとめて置く。二割だけは国民のふところにその

八〇%で押える。八〇%をこえる部分は両住民税を按分減額する。こういう制度を設けようとしておるわけであります。

(2) 市町村民税所得割を課税総所得金額又は課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課する場合における税率は、次表上欄に定める金額の区分及び当該区分ごとの金額に応じて順次適用されるべき同表下欄に定める率に準じて、当該市町村の条例で定めるものとすること。」とあり、第二課税方式、第三課税方式は、それぞれの市町村の実態に応じ、所得段階の区分の仕方をし、それにまた見合った税率のきめ方ができるということに大きな特色があると思うのであります。この特色を抹殺することは、私たちとしても適当でないと考えているわけであります。しかしながら、現状があまりにも不均衡がはなだしいわけでありますから、準則を法律的にきめておきたい。こういう程度の考え方であります。従いましてこの要綱をごらんいただきますと、次に掲げるような区分や率に準じて市町村の条例で定めるのだということを書いておるわけであります。これを標準としろ、あるいはこの通りやれ、こういうきつい言い方をしておるわけではありませんで、これに準じておやりなさい、またこれに準じてやるということになって、法律の上で明文化されますと、今までのように第一方式の市町村の負担と比べて、同じ所得でありながら三倍、四倍の税率をきめていくと、おそらく市町村議会としてもとうていそういう案は承認できないと思うのであります。まして、そういうところから、間接的

にこそ、いろいろな制度のもので調整していききたい。こういう考え方を持っておるわけであります。この通りやらなければならぬと考へておるわけでもございませぬし、またこの課税標準の段階ごとに制限税率を定める例もないわけであります。大体のつとるべき基準だけを法律に書いていききたい、しかしこう書くことが間接的にはこれに近しいところへ改正されていくだろう、その結果現在のような極端の不均衡は緩和されていくのではなからうか、こういう期待を持っておるものであります。第二課税方式、第三課税方式のものでは、どちらかといいますと、少額所得者の多い地帯でございます。そういう意味においては下の段階でもう少し課税標準をこまかく刻んだ方がよいのではないかと、こういう考え方もあるわけでありますが、刻んだ場合にどういう率を用いるかということについてもいろいろ問題がございます。一応所得税において刻まれております所得段階、それに右にならえては実は刻んだわけであります。第三課税方式においてそういうことはありませんので、率の方から逆算をいたしまして課税標準の段階を刻んだという方が適當だろうというふうに思います。しかしこういう率をきめる結果、だんだんこれに近寄ってくるだろう、その結果は、現在こういう方式による大幅な増収を得ておる団体の増収が減ってくるのではなからうか、その額が四十九億圓くらいになるのじゃないだろうかというふうに見込んでおるわけであります。地方交付税を計算します場合は、第一方式で全部計算しております。その結果、第二方式で増収を得ておる団体は、一

種を含みの財源を持つておるわけでありま。その含みの財源を取り上げてしまふということになつてしまふといふことになつていくわけでありま。そのうちに、激変緩和の措置は講じていきま。要するにこゝろいふ団体で、収入が減退していくやうな団体には、経過的に特別交付税を交付するやうな措置をとりたいといふやうに考へておるま。

(3)は、「前項の課税標準額の全額の段階区分及び率は、昭和三十二年及び昭和三十三年度においては、それぞれ次表のとおりとすること。この率を、ごらぬいただきますとわかりますやうに、三十二年度よりも三十三年度の方が率が下つております。平年度の方がさらに率が下つております。そのことによりまして、第一方式の場合には率が二一%から二六%、二六%から二八%と率が上つてくるのに、実質的には減税になつておるのだという趣旨をおわかりただけるだらうと思ひます。これもそれぞれ所得税法によりまして所得の段階区分、これに右にならして第二方式の方は刻んでおるわけでありま。

それから六ページに参りまして、「(4)前二項によつて所得割を課する場合においては、現行のとおり、当該市町村の税率によつて算定した所得割の額が、課税標準額の、それぞれ第二課税方式にあつては百分の七・五、第三課税方式にあつては百分の十五の額に相当する額をこえることとなるときはそれぞれこれに相当する額とすること。現在でも第二方式の場合には七・五%を最高の負担にする、それ以下であれば市町村は幅広く自由に課税をしてよいのだ、こゝきめられておるわけ

であります。言いかえれば、市町村に七・五％分だけ留保されておる、こういう形になっておるわけでありまして、府県分の二・五％と合せまして一〇％だけは市町村に取つておく、こういう考え方になっておつたわけでありまして、それはやはりそのまま踏襲して参りたいと思つております。第三課税方式の場合には課税標準額の一五％の額の範囲内で適宜にきめていくということでございます。(5)總所得金額から基礎控除のみを控除した金額又は当該金額から所得税額を控除した金額を課税標準として市町村民税所得割を課する場合においては、市町村の条例の定めるところによつて扶養親族の数に應ずる税額控除を行うものとする。こと。先ほどもちよつと申し上げましたように、第二課税方式や第三課税方式は、市町村住民の所得状況等の実態に即した課税ができるのだというところに妙味があるわけでございます。国としては、政策的に資本の蓄積を助長する、そういう意味においては、株式配当の所得がある場合には、二〇％ないし三〇％の税額控除を施行しまして、市町村で隣近所住民税の負担と見合つて、そういう考慮から、片方の資産所得者の負担がかかるのだということがあつても、なかなか納得できないわけでありまして、そういう場合にはそれによらないで、あつた通りの所得で住民税の負担をきめていくのだ、こういう措置をとらせようとするわけでありまして、社会保険の控除にもしかりであります。あるいはまた、扶養親族控除の問題にしましても、地域によりまして、あるいは住民の生業によりまして、金額には、もし最低生活を保障す

という考え方がとられているとしますならば、金額に差違あつてもしかるべきだと思ふのでありますが、国税では、その差を設けることは実際問題として不可能だと思ふのであります。住民税なら、そういうことが出来るのじゃないかと思ひます。こういうことが第二課税方式でも、第二課税方式の中でたゞし書方式をまた許されているわけでありまして、たゞし書方式によります場合には、総所得金額から基礎控除だけをしたものをもつて課税総所得金額にいたすわけでありまして、結果的には、扶養親族の多い家庭が生活費がかさむのに、税負担の面においては軽減されぬ、こういうふうな面があるわけでありまして、今回不均衡緩和をはかりとする際でありますので、扶養親族の数に應ずる税額控除だけは法定をしたい、こういう考え方をたゞし書方式の場合にはとらうとしてゐるわけでありまして、しかしながら、税額控除の額そのものは、やはり市町村の実態に應じて市町村がきめたいといふじやないだろうか、こういう考え方を持つておるわけでありまして、

「(6)給付支払報告書が提出期限までに提出されなかつたことその他特別の事情がある場合においては、市町村長は五月三十一日後においても特別徴収税額を通知することが出来るものとす、その通知のあつた場合においては、特別徴収義務者はその通知のあつた日の属する月の翌月から翌年の三月まで毎月当該特別徴収税額の月割額を徴収して市町村に納入しなければならぬものとすること。会社などの給与支払者に、源泉で住民税を徴収してもらひます場合には、五月三十一日まで

で特別徴収税額を通知しなければならぬことになっております。しかしながら、給付支払報告書等がおくれない、自然通知がおくれるということになるわけでありまして、現在の法律の書き方を見ても、源泉徴収の五月三十一日をおくれてしまふと、源泉徴収ができなくなるのじやないだろうかというふうな特殊な事情があつたので、そういう特殊な事情があつた場合には、五月三十一日後においても特別徴収税額の通知ができる。そのかわり、その場合には、通知の日の翌月からやはり月割りで徴収してもらふのだ。一ぺんに、通知がおくれたからというので、たくさん徴収されたのじやないかと、納税義務者が困るわけでありまして、やはり月割りで徴収をするので、こういうことにはいたしておきたいと考へてゐるのであります。

第二が事業税に關する事項であります。その(1)が、「中小企業法人の事業税負担を軽減するため、所得を課税標準とする事業を行う一般法人についてその標準税率を次のように引き下げる」と、所得のうち、年五十万円以下で金額が百分の八、所得のうち年五十万円をこえ、年百万円以下の金額が百分の十、要するに、年百万円以下の部分につきましては、全部現行よりも二%ずつ引き下げるということになつておるわけでありまして、所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の金額は現行制度のままであります。年所得が百万円をこえるような法人といふものと、利益法人のうちでは二割ぐらいしかございせん。八割は年所得が百万円以下でございせん。従ひまして、実質的には、全部の法人が二%税率が

軽減されるという結果になるというふうに考へております。

その(2)は「個人商工業者の事業税負担の軽減を図り、あわせて業種間の事業税負担の不均衡を是正するため、第一種事業を行う者の課税所得のうち年五十万円（基礎控除前の所得年六十二万円）以下の金額については、その標準税率を百分の六に引き下げる」ということであります。やはり年所得六十二万円をこえるような事業者というものは非常に少いのでありまして、全事業税の納税義務者のうちの三%に足りない、こう考へておるわけでありまして、やはり九七%をこえる人たちが二%ずつ税率が引き下げられたと同じ効果を待つ改正になるわけでありまして、同時にまた、戦前商工業者に対しては營業税が課されておりました。營業税の標準的な税率は、都市計画税制を合せて七・四%程度であつたわけでありまして、当時は、基礎控除制度がございせん。現在は、基礎控除をいたしまして、六十二万円以下が六%であります。それをこえる部分が八%であります。その二、兩者を比較いたしますと、三百三十万円ぐらゐの年所得以下の人であります。戦前よりもみんな負担が下つております。三百三十万円前後から上が若干負担が上る、ごくわずかでありますが、そういう改正の結果になるわけでありまして、商工業者に対しては事業税負担——戦前でありまして營業税負担でありまして、これを比較いたしますと、今度の改正によりまして、戦前よりも全体的にかなり軽減されてくるのだというところを御了承願ひたいのであります。

その(3)は、「バス事業との間における負担の均衡を図るため、地方鉄道事業及び軌道事業の課税標準を所得に改める」とことであります。地方鉄道事業を行なつておりますものは、百四十社ございまして、この改正によりまして、非常に収益状況のいい会社は、むしろ負担がふえることになるわけでありまして、そういう会社は十九社しかございせん。従ひまして、大部分の会社にとりましては、これが減税措置になつて参るわけでありまして、もともとこの改正は、バス事業との間におきまする負担の均衡をはかりとする趣旨に出ているものであります。結果的にはそういうことになるわけでありまして、

(4)が「公衆浴場を第三種事業とする」ということであります。公衆浴場業が第三種事業であつたこともございまして、現在は第一種事業になつておるわけでありまして、当時第三種事業で肩を並べておつたものは、クリーニング業とか理容業というふうなものがございまして、それが現在は第三種事業になつておるものであります。公衆浴場業につきましても、昔あつたように、第三種事業に移せという議論が絶えなかつたわけでありまして、今回税率につきましても改正を加える機会に、公衆浴場業が料金について公的に規制を受けておるということも考へ合せ、第三種事業に移したわけでありまして、

いということから、逐次学生の利用する部分は課税をしないとかいうふうの外してきたわけでありまして、今回全面的に、法定の課税対象からは削除するようにしたいというふうに考へたわけでありまして、

その(2)は「ゴルフ場の利用に対する課税については、条例の定めるところにより、ゴルフ場の利用の日ごとに金額により課税することが出来るものとす、その標準税率を一人一日につき二百円と法定する」ということであります。現在は、ゴルフ場の利用に対しては、利用料金の五%を標準税率と定めております。ところが、ゴルフ場の経営の仕方というものは非常に区々なものであります。利用料金の範囲というものを的確に把握しがたいわけでありまして、ゴルフ場を利用しようとする場合には、まず入会金を出さなければならぬ、あるいは株式を持たなければならぬ、あるいは年会費の定めがある、あるいはまた、会員と非会員との間に料金の差を設けておる、あるいはグリーンフィーとかメイランナンスフィーとか、あるいは強制寄付金のような格好のものもありまして、非常に区々でありまして、グリーンフィーだけをとりえて課税していきますと非常に少額になりますし、入会の金額を課税対象に入れていきますと、べらぼうに高額なものになつていくだらうと思ひます。現在の実績を利用者の員数で除していきますと、ゴルフ場の総平均では九十八円といふことになつております。私たちとしては、ゴルフ場の利用一人一日九十八円という金額は少な過ぎると思ひのであります。その九十八円も、ゴルフ場を

のものによつて非常に区々になつてゐるわけでありまして、もつと低いところもあれば、もつと高いところもある。そのことは、ゴルフ場の経営のあり方から起る不均衡なのでありまして、そういう点を考えますと、むしろ定額課税を行なつた方がよろしいのではないかと、このことから、今回こういう規定を設けようとしたわけでありまして、少くとも利用料金の中に入れてよろしいのだというふうにはつきり考えられますものをとつて、五〇%の税率をかけていきますと、百九十九円くらいになるわけでありまして、二百円という標準税率を法定しよう、こう考えたわけでありまして。

第四が遊興飲食税に関する事項であります。

その(1)は、「旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、遊興飲食税を課することができないものとする」と。なお、基準控除額は、現行の五百円を据え置くものとする。新らしい、旅館につきましても免税点の制度を置くこととしてゐるわけでありまして、このような免税点の制度を置いて、ほんとうに少額な料金で泊つておる、そういう人たちは課税からはずしていききたい。むしろ課税範囲を狭めた、その狭めた範囲においては、的確な捕捉課税ができるように持つていきたい、こういう配慮に基づいてゐるものであります。旅館の中で、標準料金が八百円以下のところを拾いますと、全旅館数の八二・三%に當つておつたと思ひます。大部分の旅館は課税からはずしてしまふ、もちろん、それ以上の標準料金をきめておるところでも、八

百円以下で泊る人もあるでありまして、八、八百円の標準料金のそれより高いところまで泊ることもありまして、大体において、そういう考え方から、八百円をこえるところでは、そのかわり一律に一〇%の課税を行なつて、すつきりした徴税ができるように持つていききたい、こういう考え方をいたしておるわけでありまして。

その(2)は、「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所及び旅館における一人一回の料金が三百円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課することができない」と。今まで申しましたように、普通飲食店においては、今は一人一回二百円までございまして、それを一人一回三百円までの部分については課税をしないということにしたい、まあ五%くらいなら負担してもらつてもよろしいじゃないかというところが、八百円以下や三百円以下についても言えるかもしれないが、そういうものは一切課税からはずしてしまふ、そのかわりに、それ以上は一〇%の税率を使つて、實際税を負担する人にもわかりやすいし、税金を徴収する人もやりやすいというよりな方向に持つていききたいというように考へておるわけでありまして、現在、旅館につきましても、免税点の制度がございせん。普通飲食の場合には、一人一回二百円までの料金は課税しないのであります。旅館であります、休憩をいたしまして、あるいは食事いたしまして、二百円以下でも課税をするという形になつておりますのを、この際普通飲食の場合と同じように、三百円までであれば課税しな

いという免税点の制度を旅館についても加へようと、こう考へておるわけでありまして。

その(3)は、「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食については、一品の価格が百五十円以下のものに対しては遊興飲食税を課することができないものとし、標準税率は、百分の十とする」ということでありまして。普通飲食に対して免税点を五割引き上げます。そして税率を一律に一〇%にします。それと合せて、一品百円というものを五割引き上げて、一品五十円にし、税率を一〇%にいたそうとするものであります。

その(4)は、「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が三百円をこえ五百円以下のものであつても、三百円をこえるものについては、公給徴収証を交付するものとする」と。というものであります。要するに、税を負担するよりな部分は、全部公給徴収証制度の適用範囲にしよう。そのかわり、零細なものは課税からはずしてしまふという改正のねらいになつておるわけでありまして。

その(5)は、「課税客体ごとの標準税率の区分を次により単一化する」と、現在四段階に分れております。それを一五%ないし三〇%のところは一五%に一本化する、また、五%ないし一〇%のところは一〇%に一本化する、こういう考へ方をとつてゐるわけでありまして。こゝに、税率の単一化をねらひましたのは、これは、役人が徴収していくんじやございせん、業者に徴収してもらつて税であります。役人が徴収するのですと、ある程度複雑

でも差しつかえないと思ふのであります。業者にやつてもらふとしますと、できるだけ簡便なやり方をしなげれば、やりにくいわけでありまして。さらに、業者にやつてもらふというところからみ合せまして、實際に税金を負担する人がよく納得する、わかりやすい仕方に持つていかなければならぬのであります。そうすれば、この店は

一〇%一本、この店ならば一五%一本だ、こゝにふりをする必要があらうと思ふのであります。現在であります、旅館において泊る、千円以下であれば五百円を引いて五%、千円をこえれば五百円を引いて一〇%、晩飯に芸者と接待させると、飲食は一五%、芸者の花代は三〇%だ、こゝにふりになつておられますから、非常に複雑な姿になつておられます、實際に税金を負担する利用者にもよくわからない、こゝにふりな形だと思ふのであります。それを、税金を徴収する側にもやりやすいし、税金を負担する者にもわかりやすい、こゝにふり姿に持つていって、税金が確実に課税されていくように持つていききたい、これが一つの考へ方でありまして。もう一つは、税率にあまり差を設けておきますと、最低のところと最高のところが開きが大きくなつて参ります。それでは、それぞれの税率を適用する業態というものが非常に区分別でできるかといひます、区分できないのであります。たとへば、料理店といひましても、新橋赤坂の料亭から場末の小料理店まであるわけでありまして。また、普通飲食店といひましても、うどん、そばを売つてゐる店、あるいは東京会館や帝國ホテルのよりなところもあるわけでありまして。

婦人のサービスを伴うか伴わないかという考へ方を考へましても、それだけでまた非常な差があるわけでありまして。従ひまして、料理店系統の一番下のところと、普通飲食店系統の一番上の系統を見た場合、むしろ普通飲食店の方が税率が高くていいじゃないかと思はれるところもあるわけでありまして。そうしますと、今までのような税率の差というものは、むしろ開き過ぎておるじゃないか、小料理店ならば、三百円、四百円でも一五%で課税される。れっきとした普通飲食店であつても五百円まで五%だ、五%と一五%の開きはいかに大き過ぎると思ふのであります。だからこそ、今日まで料理店と旅館との間の不均衡がいわれておるのであります。利用行為が料理店の方から旅館の方へ移つていく、料理店ならば一五%、旅館ならば五百円まで五%であり、五百円をこえても一〇%、さうしますと、どうしても税率の幅も小さくする必要があるものであります。現に業界などでも、単に消費金額だけで税率区分を設けてくれ、こゝにふりもあつたわけでありまして。さういふことを考へまして、一番下と上とを比べまして、まん中の一五%、一〇%の二本建の税率にする、さういふことによつて負担の均衡をはかりたい、負担の均衡がはかられますれば、強力に税務行政を進めて行きたい、さうして徴収を確保するように持つて行きたい。

もう一つ付け加へまして、大へん説明が長くなつて恐縮であります。いろいろ新聞でも議論されておりますので、申し上げたいのであります。芸者その他これに類するものの花代が現

在三〇%になっておりますのを一五%に引き下げるということになっております。何か非常にぜいたくなものの税率を軽減するのではないかと、こういう誤解を与えているようにありますけれども、私たちは、税務行政を適正化するために、こういう措置をとりたい、この適正化によって、差しあたりは減収となつても、将来においては増収を確保していけるのだと、こういうまあ考え方を持っているであります。戦前業者の数は八万でございましたが、逐年減つて参りまして、現在では二万五千人であります。それでは、その関係の人数が減つたのかといふと、減つたものではございませんで、私たちは、何倍にもふえていゝと思つております。要するに、業態がいろいろと變つて参つてゐるわけでございます。そのことは、世の中の風習が變つてきたこともございましょうし、また、遊興飲食税が多少さういふことに拍車をかけてゐる面もあるかと思つてあります。だから現在は、業者と名乗つていれば、三割課税が行われる。そこで、業者から籍を抜きまして、料理店に遊芸仲居として住み込んでおります。また、業者から籍を抜いて、第二検査を作つてゐます。まあ業者の家政婦みたいな格好の者がだんだんできてゐるわけでございます。そういうところのサービス料というものが課税からはずれていく、こういう問題が起つてきます。また、キャバレー業態というものも非常に発展して参りまして、たくさんな女給がそこにゐるわけでありまして、相当なサービス料が客からは徴収されてゐるわけでありまして、この間において、非常に負担の不均衡を来して

ているわけでありまして。それでは、女給とかあるいは料理店の遊芸仲居とか、そういうもののサービス料を三割課税すればいいのじゃないかと、こういう考え方もできようかと思つてあります。が、女給のサービスや遊芸仲居のサービスの料は、業者の花代のような料金の徴収の仕方がなされてゐないわけでありまして、税の面から、一時間何円式の徴収の仕方をしてと強制すること自体が、できない相談ではなからうか、こう思つてゐるわけでありまして。そうなる参りますと、現在では、ごく一部になつてしまつた存在についてだけ三割課税を強行してゐることと、自分が意味をなさないのでないだらうか、こう思つてゐるわけでありまして、税制面からさういふものを抑圧するといふ考え方もまた、とつていいかと思つてゐる。いかにも非常に問題かと思つてゐる。それなら、全体を通じて公平な課税をする。わざわざ脱税的な第二検査を作つてみたり、ことさらに籍を抜いて、遊芸仲居になつたりしないでも済むやうな制度にして、その代り完全把握をやつていきたい、業態の実態に即した課税をやつて、収入をあげていきたい。これが、私たちが今回遊興飲食税につきまして、このように税率を統一化して、税金の徴収事務を徹底的に簡素化する、こういう考え方を持ったゆゑんでありますので、この改正の考え方を御了承願ひたいと思つてあります。第五は、固定資産税に関する事項であります。その(1)は、「外航船舶に対する固定資産税の課税標準を価格の六分の一に相当する額に引き下げる」とし、これに伴ひ、外航船舶以外の船舶(もつぱら遊覧の用に供する船舶)その

他のものを除く)に対する固定資産税の課税標準を価格の三分の二に相当する額に引き下げる」ということであります。外航船舶につきましては、船舶に対する固定資産税の制度といふものが、世界各国同様ではございませんので、船舶に対して固定資産税を課していない国におきます船舶の負担と比べた場合には、わが国の船舶の負担が重過ぎる、こういうことになるわけでありまして。そういう事情も考慮して、外航船舶の固定資産税を引き下げるわけでありまして。しかし、港灣所在の市町村としては、財政収入に欠陥を生じますので、別途設けられます特別トシ税を港灣所在の市町村に譲与することによつて、その穴埋めを行いたいといふふうに考へてゐるのでございまして。外航船舶の負担を下げます結果、これとの均衡上、内国船舶につきましても、負担軽減の問題が起つて参りますので、三分の一度度を引き下げることにしたい、かように考へてゐるわけでありまして。その(2)は、「大規模償却資産に対する市町村の課税限度額を次のように改めるものとすること」でありまして、ワクの中に書いてあります人口段階ごとの金額は、いずれもこの制度を設けましたときに、経過的に所在市町村の課税額を引き上げておこうということできめておつた金額でありまして、この経過措置を恒久的な措置に改正したいといふ考へであります。その(3)も同じことであります。「大規模償却資産に対する市町村の課税額を保障するため定められる前年度の基準財政需要額に対する割合は、百分の百三十に引き上げ」とするものであ

ります。所在の市町村としましては、非常に恩典に相ならうかといふふうに考へておるわけでありまして。二百内外の市町村に対しては、八億近くの財源が(2)と(3)によつて増額されるということになるわけでございます。その(4)は、「新たに建設された工場及び発電所の用に供する償却資産で大規模償却資産に該当することとなるものに対する所在市町村の課税限度額については、当該市町村の基準財政収入見込額が当該市町村の前年度の基準財政需要額の、それぞれ当該償却資産に対して固定資産税が課されることとなる最初の年度及び第二年度にあつては百分の百八十、第三年度及び第四年度にあつては百分の百六十、第五年度にあつては百分の百四十の額に達するまでに増額するものとすること。この場合において、一の納税義務者が当該大規模の償却資産とそれ以外の償却資産とを所有するときは、両者を区分し、当該大規模償却資産についてのみ適用するものとすること。」「工場ができた当座は、あるいはこれに下水道の施設でありますとか、あるいは道路施設でありますとか、市町村としても財政需要額がかさむわけでありまして、大規模の償却資産が設置をされました当座五年間だけは、所在市町村の課税限度額をこの程度引き上げておきたいといふふうに考へるわけでありまして。その(5)は、「自治庁長官又は道府県知事の評価に係る固定資産で、納税義務者の申告遅延等のため、当該固定資産の価格等の通知が遅延する場合においては、市町村は、前年度の固定資産税の課税標準額を仮に課税標準として算定した額の二分の一の範囲内で当該

年度分の固定資産税を仮に徴収することとができるものとし、自治庁長官又は道府県知事から価格等の通知が行われた場合においては、その通知が行われた日以後に到来する納期において税額の調整を行うことができるものとする」と。発電施設でありますとか、あるいは鉄軌道施設でありますとか、あるいは船舶でありますとかといふようなものにつきましては、自治庁長官または道府県知事が一括して、価格を関係の市町村に配分いたしておるわけでありまして。ところが、鉄軌道でありますとか、あるいは発電施設でありますとか、あるいは、納税義務者が自治庁長官あるいは道府県知事に申告しなければならぬ。その申告がおくれ、関係市町村への配分がおくれ、関係市町村としまして、四月に固定資産税の第一期の納期が始まるわけでありまして、けれども、それまでに通知がいかない市町村としては財源が入つてこない、こういうことで、困つてしまふので、さういふ場合には、前年度の固定資産税の課税標準額をかりに課税標準として徴収しておくことができるのだ、こういう仮徴収制度を新たに設けようとしてゐるわけでありまして。もとよりこの場合におきましても、徴収額は二分の一を限度にしてゐるわけでありまして、納税義務者としては、実態が變つてゐるということでありまして、場合により措置もあわせて立法いたしてあります。第六、電気ガス税に関する事項として、(1)水銀、石油及び可燃性天然ガスの掘採又はマグネシウム地金、

焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料の製造のために使用する電気に対しては、電気ガスを課税しないものとする。肥料などのように、その後の製造がだんだんと発展してきて、新しい製法に基づく従来非課税になっていた製品と同じようなものができてきた、あるいはまた、今までは外国から輸入しておったけれども、日本でも新規の産業が興ってきた、やはり基礎資材の關係から、使用する電気料金が相当の部分で占めていたといふようなものについては、従来のものと均等に、非課税品目の中に加えたいといふことで、この追加をいたそうとしていくわけであります。

その(2)は、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びにこれらの法人以外の法人又は個人でその所有する製氷設備に係る製氷能力の合計が政令で定める基準に満たないものが設置する製氷工場において製造する氷をもつばら漁船その他政令で定める場所における水産物の保存に供している場合には、当該工場において直接氷の製造に使用する電気に対しては、電気ガスを課税しないものとする。」

〔(3)漁業協同組合等が前項の工場に併置する冷蔵倉庫でもつばら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するものにおいて、直接水産物の冷蔵又は凍結に使用する電気に対しては、電気ガスを課税しないものとする。〕といふことであります。製氷いたしますのに電気を多量に使うという点においては現に非課税になっているものと同一性質を氷が持っているわけであります。しかしながら、製氷が一般の消費財としての

部分も相当多いわけでありますので、消費財についてまで電気ガスの非課税の範囲を広げていくことは適当ではない。そこで、漁民用の氷について非課税範囲を新たに設けたい。その面については、氷も一つの生産財と考えられるのじゃないだろうか、こういうような考え方に立脚しているのではありません。しかしながら、大規模なものになつてきますと、その企業は、漁民用の氷ばかり作つていくわけじゃございませんで、一般の家庭冷蔵庫用をやる

とか、アイス・キャンデーの用に使われている。必ず漁民の氷だけが値下げされるというような保証もないわけでありますので、漁業協同組合等の製氷に限って非課税の措置を定めるといふことにいたしましたわけであります。協同組合関係以外のものにつきましても、小規模の企業者の行なつております、もつばら漁民のための氷を作つていく場合だけを免税にしようとしていく趣旨であります。

第七は、木材引取税に関する事項であります。〔価格を課税標準として課する場合における標準税率を百分の四、制限税率を百分の五に引き下げる。〕こと。であります。木材引取税の課税が市町村間において区々になつていくといふことで、いろいろ非難を受けておるわけであります。そういう事情もございまして、むしろ税率を下げて、課税の適正化をはかりたい。しかし、税率を引き下げますについても、山村の有力な財源になつていくわけでありますので、やはり収入といふことも考慮しなければなりませんので、百分の五を百分の四程度に、言いかえれば、二割程度の引き下げにとめておきたい

といふふうに考えているわけであります。

第八は、入湯税に関する事項であります。〔「入湯税を環境衛生施設その他観光施設の整備に要する費用に充てるための目的税とすること。』であります。総額で入湯税は三億圓ぐらゐのものでございまして。しかし、鉱泉浴場所の市町村にとりましては、有力な財源でございまして、鉱泉浴場所の市町村としては、世の中が安定して参りますと、やはり環境衛生施設その他観光施設を整備していかなければならないのであります。地方交付税の計算に当りまして、基準財政需要額をそれだけ増ししていくといひましても、なかなかその計算が困難であります。そこで、こういう市町村の特殊な財源であります入湯税は目的税に切りかえて、地方交付税の財源からはずしてしまふ。基準財政需要額にも加えない。そのかわり、この財源を基礎にして、環境衛生施設や観光施設を整備してもらおう、こういう考え方をとつたわけでございます。

第九は、軽油引取税に関する事項であります。その(1)は、「特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油を製造する場合における軽油の使用については、軽油引取税とみなす課税ができるものとする。こと。現在、特約店が軽油と他の油とを混ぜまして、混ぜてで上がったものが法定の軽油の規格からはずれたものでありますと、その軽油にも課税しないことにしているわけであります。その結果、脱税的な行為があら

り、あるいはことさらに規格をはずす努力をして、自動車用という油を使つていくという傾向もあらはれますので、軽油と他の油を合せる場合でも、自動車に使うような場合でありますれば、使つた軽油については、やはり軽油引取税を課していくというように改めようとしていくわけであります。

「税率を一キロリットルにつき九千円に引き上げる」揮発油課税の率が五割程度引き上げられることになつておりますので、それにはずを合せていくわけであります。

「その他各税目を通じて規定の整備を要する事項」これはいづれも事務的な問題でありますので、簡単に申し上げたいと思ひます。

第一に、総則に関する事項でございまして、「過納又は誤納に係る地方団体の徴収金を還付する場合における還付加算金の日数の計算の終期は、還付のため支出を決定した日であることを明確にすること。これは、国税徴収法の取扱いに合せて、字句の整理をはかつたわけであります。

第二は、住民税に関する事項であります。その一は、「道府県民税及び市町村民税の所得割額の端数計算については、それぞれの税額について十円未満の端数金額を切り捨てるものとし、また市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割額を算定する場合においては、市町村民税の所得割額をそのまま用いるものとする。こと。端数計算につきまして、道府県や市町村の考え方によってこのように改めようとしていくわけであります。

その二は、「法人が法人税法第二十六条の四の規定によつて欠損金の繰戻に

り、あるいはことさらに規格をはずす努力をして、自動車用という油を使つていくという傾向もあらはれますので、軽油と他の油を合せる場合でも、自動車に使うような場合でありますれば、使つた軽油については、やはり軽油引取税を課していくというように改めようとしていくわけであります。

「税率を一キロリットルにつき九千円に引き上げる」揮発油課税の率が五割程度引き上げられることになつておりますので、それにはずを合せていくわけであります。

「その他各税目を通じて規定の整備を要する事項」これはいづれも事務的な問題でありますので、簡単に申し上げたいと思ひます。

第一に、総則に関する事項でございまして、「過納又は誤納に係る地方団体の徴収金を還付する場合における還付加算金の日数の計算の終期は、還付のため支出を決定した日であることを明確にすること。これは、国税徴収法の取扱いに合せて、字句の整理をはかつたわけであります。

第二は、住民税に関する事項であります。その一は、「道府県民税及び市町村民税の所得割額の端数計算については、それぞれの税額について十円未満の端数金額を切り捨てるものとし、また市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割額を算定する場合においては、市町村民税の所得割額をそのまま用いるものとする。こと。端数計算につきまして、道府県や市町村の考え方によってこのように改めようとしていくわけであります。

その二は、「法人が法人税法第二十六条の四の規定によつて欠損金の繰戻に

よる法人税額の還付を受けた場合においては、還付された法人税額を五年間を限つて法人税割の課税標準となる法人税額から控除するもの」としようとするのであります。現在、会社が欠損を出す、法人税の繰り戻しを受ける、そういう繰り戻しを受けた部分の欠損金は、住民税の場合、住民税を繰り戻さないかわりに、これを繰り越して、かりに所得を計算するわけであります。かりに計算した所得から、また法人税額をかりに算定をしまして、法人税割を計算する方式をとつていくわけであります。ところが、法人税額につきましても、二段階税率をとられることになつて参りましたので、損金を繰越して法人税額を計算するといふことになつて参りますと、非常に複雑なことになるので、それには、繰り戻しを受けた法人税額を将来の法人税割の課税標準から落していく換算のやり方をしたい、こういうふう

に考えておるわけであります。

その三は、「法人税割の分割基準については、事業税における場合と取扱を同じくするため、従業者の定義を明確にし、法人が解散し、又は合併した場合の清算所得に係る法人税割の分割基準である従業者の数は、解散の日又は被合併法人の合併の日現在における年度に属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計したもの」としようとするのであります。現在、法人税額の課税標準の算定期間中の各月末現在の従業者数の合計数としていくわけでありますが、両税の取扱を合せようと考えているわけであります。

第三は事業税に関する事項であります。

以上でございます。

○委員長（本多市郎君） 質疑は午後に譲つて、午前中の会議は、これにて暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長（本多市郎君） 委員会を開会いたします。

午前中に引き続き地方税法の一部を改正する法律案を議題に供します。これより質疑に入ります。御質疑のおあ

りの方は順次御発言願います。

○森八三一君 午前中に予算委員会
で、奥野さんの説明を十分聞いておら
なかつたのですが、あるいは御説明が
あつたかと思いますが、第六の電気ガ
ス税に関する事項という見出しの中
で、電気ガス税を非課税にするという
特定なものを取り上げられておられま
すが、特にこの第二項の水産関係が取
り上げられておるということは非常に
けつこうだと思ひますけれども、特に
水産関係だけをビツクアップして非課
税に考えられたわけ、その考え方の根
拠はどこにあるのか、そこを御説明願
ひたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在電気ガス税を非課税といたしておりますものは基礎資材に限りまして、しかも基礎資材の中で電気のコストがその生産原価の中でかなりのウェイトを占めておるといふものに限っておるわけであります。従来から製氷の原価の中に占める電気料金もかなり大きいので、これも非課税の範囲に入れるようにという議論があったわけであります。しかしながら氷が一般家庭向け等の消費面に向けられているということから、あえ

て非課税品目の中に加えて参らなかつたわけであります。しかしながら漁業に充てられております氷になって参りますと、消費財というよりもむしろ生産財という見地で考えるべきじゃないかというところから、生産財に限定できますようなものだけに製氷の範囲を限りまして、電気ガス税の非課税品目の中に氷のものも入れるということに今度改正しようとしたのであります。

○森八三一君　　そりいう観念で運んで参りますと、今後日本の農業形態がかなり變つていくと思います。そりいうことに関連して鶏卵とか肉、乳等の畜産物が相当にまあ増産されていく方向に向うと思いますが、そりいう場合鶏卵の冷蔵とか、豚肉の冷蔵というよりなこともここに言われる、今御説明の基礎生産という範疇に当然入れて考えなければ均衡を失するというようにも思われますが、そりいう点について御研究があつたのかなかつたのか、研究されたけれども、それは入れるべきでないという結論であればその理由を一つ御説明していただきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 製氷に使われ、ます電気については、電気ガス税を課さないとするにいたしました。もう、いわゆる用途免税の考え方を用いるか、すなわちできた氷の中で漁業に使われたのか、どこに使われたか、使われた範囲で電気ガス税を課さないというにすることするか、あるいは現実には氷を作っている主体について電気ガス税を課さないようにするかという考え方と二つあると思います。しかし氷には色もついていないので用途免税の考え方を入れるわけにはいかないのじやな

いかというよりなことから、主体を限りまして、電気ガス税を課さないという方法を選ぶことにしたわけであります。その場合でも大企業の製氷会社におきましては、漁船に使われる氷ばかりを作っているわけじゃない。そうしますと、漁船に使われる氷の部分についてだけ電気ガス税を課さないことにしても、その氷だけ低廉に供給されるという保証も得られないわけでありますから、主体を限り、しかもその

主体がもつばら漁船用の水を作っているという場合だけ、一部あるいは他の用途に向けられるものがありましても、そこで使われる電気につきましても、電気ガス税を課さない、こういうふうにいたしましたわけであります。御指摘になりましたような問題もあるわけであります。いろいろな物資を扱う冷蔵倉庫のことでありますので、ある物を入れておったときだけは電気ガス税を課さないというようなことは、実際問題として適正に運営していくことができないと考えるのであります。そういう意味におきまして、同時にまた漁民と氷との関係というものが非常に密

接なものでもありますので、零細漁民の負担を将来においてもできる限り軽減していきたいという意図で、このような規定を置くことにいたしましたのであります。

○森八三一君　そういう考えで一応整理されたとしたれば、主体といたしましても、あるいは畜産の零細生産者が糾合されておる協同組合なり、そういうものが直接に鶏卵の貯蔵をするとか、あるいは枝肉の貯蔵をするという場合における、直接の製造さるべきときの水を非課税の対象にするとかいうこと

が当然これは考えられなまやならぬはずだと思ふのですが、そういうことを御研究になったのかならぬのか、もう一ぺんお尋ねをいたします。

○政府委員(奥野諒典君) ただいま限定して新たに加えるようとしております製氷工場は、主として海岸地区の製氷工場において対象になっているものと考えております。御指摘のようなものになって参りますと、むしろ全国的に設置が可能でありましようし、またそれが他の種類のものも冷蔵することも可能だと思っております。海岸で漁

船柜手に氷を供給しているということになりますと、むしろ他の用途に向けるということが實際問題として余地がないのじゃないか。従いまして全面的に非課税としたしましても支障がないわけでございます。しかしそれ以外の冷蔵倉庫になって参りますと、いろんな種類を時々扱うことになりまして、いろいろな関係が冷蔵倉庫相互間においていろいろ不均衡をもたらすことになるのじゃないかというふうに考えておるのであります。すっきりした形において不均衡を起さずに入れようという

ことになりますと、特に漁民と氷との関係が深いわけでありまするし、そういうのは漁業の基地において設けられていることでもございますので、限定が可能だろ、不均衡を起さないだろ、というふうに考えて参つたわけであります。

○森八三一君　まだその説明では基本的に了解しかねるのですが、その氷が他に転用されるというようなことで、つかむのに非常に明確を欠くということだから、ここに明確化し得る面だけを考えたという御説明であります。

零細畜産家が組織して、そのものが直接に生産した基礎資材である鶏卵なり肉なりの枝肉なりを、貯蔵する場合というだけでは限定すれば、ここに非課税の対象にしようとする場合よりはもつとはつきりして、対象が明確であるし、その主体も明確であるしということ、基礎的な感覚からいけば、そういうものは当然取り上げなければならぬと私は考えるのですが、そういうことが明確になれば取り上げるべきであるとなお考えになるかどうか、その点をもう一遍お伺いいたします。

○政府委員（奥村誠亮君） 漁業と氷とは非常に密接な関係があるものでありますから、漁業の盛んに行われておる所におきましては、当然氷の提供がなければならぬと思ふのであります。そういう関係が、今御指摘になりました問題につきましては、それほど顕著じゃないのじゃないか、こういうふうな考へるわけであります。従いましてまた漁業協同組合が製氷工場を持っておりますのに、畜産業協同組合等が製氷工場を持っておるとは私たちは

考えていないわけでありませう。従いま
して、また一般の製氷工場なり冷蔵倉
庫なりが、他の商品と同じように鶏卵
なりあるいは枝肉なりを扱っていく、
またそこで扱わしておるのが現在は一
般的じゃないかと、こう考えており
ます。漁民と氷とまでの密接な関係が
鶏卵や枝肉に起つて参りました。協同
組合が漁業協同組合の持つておりま
す製氷工場のようなものを全体的に設
けていくという事態がもしあり得ると
しますれば、同じような考え方を持つ
ていっていいんじゃないかと思ひます。

○森八三一君　大体御理解になったようでありますから、その問題はその程度にいたしますが、その次に、遊興飲食税の改正はかなり整理されて、すっきりいたしましたから、今後の徴税にはかなり裨益すると思うのですが、ここでこういうようにすすきり考えられたとは申ししても、なおかなりこれは問題点が残っておると思うのです。そこで考えになった当局として、さらにこういうことに整理いたしましたといえども、非常に皮肉な質問でありますが、どういう点で抜けて

いく面が考えられるか。そういう点もおそらく予測されておると思うのですが、これは皮肉な質問ですけれども、たとえていうと(1)の「旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない」としてありますが、その旅館の宿泊料と飲食との関係が、これはきっちりくっついておるのですか。ホテル式で部屋代は部屋代、飲食料は別という場合、日本旅館もそういうことを考えれば、これは問題ないと思うのです。そうい

う場合も想定されておると思うのですが、そういう場合にはどういうふうに措置されるお考えなのか。

○政府委員（興野誠亮君） 今お話がございましたように、従来からも遊興飲食税につきましては、一人一回の料金あるいはまた一人一泊の料金ということで税率区分をいたしておったわけがあります。同時にまた一人一泊の料金あるいは一人一回の料金で免税点を定めておるわけでありまして、そうしますと、全体の消費金額を一人で行なっても二人にして、二人で行なっても三人

にするという事で免税点以下だと、
こういふような扱いをすることがあり
得ると思ひます。またこういふことを
考えまして、消費金額の段階によつて
税率区分を設けることは避けたいわけ
であります。免税点を引き上げるかわり
に税率の単一化を行なつたわけであり
ますし、免税点制度を設けております
から、免税点以下に落すことはまだな
お残つておるわけであります。しかし
それにしても従来よりはその点は
非常に正された、かように私たち
は考へておるわけであります。もう一
つ、飲食だけであつてもそれを宿泊の
伴なつたように假想することによつ
て、普通なら三百円以下の免税を八百
円以下の免税の中に持つていきはせん
だらうか、こういふおそれもあつて
わけであります。従つてまた普通飲食
の場合の三百円の免税点と、一人一泊
の場合の八百円の免税点がどうつり合
いが保たれておるか、これは大切なこ
とだと思ひのでありまして、私たちは
朝、夕二食付き一泊の料金が八百円ま
でであれば課税にならない。この八百
円の料金が朝食代と夕食代とそれから
素泊り、この三つが一般的にどう区分
されておるかという問題がございま
す。朝食が一割五分、夕食が三割五
分、素泊りが五割、これが普通の考え
方であらうと思ひのであります。そう
しますと、夕食代は三割五分でありま
すから、八百円に三割五分をかけます
と二百八十円ということになります。
その二百八十円というのと、普通飲食
の場合の一人一回の料金三百円まで課
税しない、大体はずが合つてゐるの
じゃないか。従ひましてことさら宿泊
に取り入れませんが、三百円前後か

ら課税にならないという扱いをしてお
りますので、無理な運営は避けられは
せぬだらうか、こういふふうにご考へ
ております。しかしながら、御指摘にな
りましたことは、やつてやれないこと
はございせんが、問題は、現実には租
税を負担する消費者にこの税のあり方
をよくのみ込んでもらわなければなら
ない。そういう意味で、税率の単一化
を行なつておりますので、そういう方
面の関心あるいは協力を期待してい
けるのじゃないかと、こういふふう
に考へてゐるわけであります。
○森八三三君 その次に、(5)の(4)の
「その他これに類する者」となつてお
りますが、これは一体どういふ範囲をお
考へになつてゐるか。
○政府委員(奥野誠亮君) (5)の(4)の問
題でありますか、「その他これに類する
者の花代」といふのは、芸者という名
をつけておられますけれども、芸者の
場合と同じように花代として料金を受
け取つてゐるような酌婦、湯女、仲居
の類を指してゐるわけであります。
○森八三三君 そすると、正式にそ
ういふ料金がきまつてサービスをする
場合だけであつて、同様の行為はして
おりませんが、特定の料率がきまつて
いないチップのような形で支給される
という形であれば、これは課税の対象
にはならないということになるのかど
うか。
○政府委員(奥野誠亮君) かりにキャ
パレーの女給でありますとか、料理店
の湯女、仲居とかがこの(4)の中に入ら
ないといひましたも、(4)の中におき
ましてその他の遊興ということになつ
ておりますので、チップ等が課税の対
象の中に入つてくるだらうというふう

に考へてゐるわけであります。また、
芸者その他これに類する者をどの範囲
にとるかという事は非常にむづかし
いものでありまして、単に客に接待を
するということから考へていきま
すと、湯女、仲居でありましよう、
キャパレーの女給でありましよう、
同じように(4)の中に入つてくるわけ
であります。ただ(4)の中の課税標準は花
代の料金といふことにしておりますか
ら、従つてキャパレーの女給等につ
きましては花代式な料金の定めをいたし
ておりませんが、消費金額全体の二〇
%でありますとか、あるいは指名料で
ありますとかいふような格好をとつて
おりますので、(4)の中に入られな
いのではないかと、こういふふう
に考へてゐるわけであります。遊興関係の
業者の商売の仕方というものは非常に
変つてきてゐるわけであります。にも
かかわらず芸者だけを昔のままとつ
てきたところに問題があるのじゃな
かりかといふふうに思ひわけであり
ます。今御指摘になりましたようなこ
も考慮しまして、全体を的確に課税標
準を把握して公平な課税をやつてい
く。そういうことを考へますと、芸者
とキャパレーの女給や料理店の湯女、
仲居と区分する理由は立たない。そこ
で一本化にいたしたいといふふう
に考へておるわけであります。
○委員長(本多市郎君) 他に御質問は
ありませんか。
○伊能繁次郎君 私はいづれ大臣に詳
細をお伺ひしたいと思ひますが、地方
財政関係の基礎となる地方税につ
いては、何といつても奥野税務部長が責任
の地位におられますので、基本的な問

題を大臣にお尋ねすると同時に、伺つ
ておきたいのですが、前回の国会にお
いて、今回地方税法の改正で御提案な
された軽油引取税については、衆参両
院とも付帯決議がついておる。私は、
他の付帯決議については、たとえば百
貨店法であるとかその他の法律等につ
いては、付帯決議の趣旨は、政府が、
率直に申し上げると、必要以上に尊重
し守つておる。ところが、今回地方税
法の改正に際して、軽油引取税につ
いては衆参両院の付帯決議があるにもか
かわらず、その点が尊重されておらな
い。しかも、前国会においては、六千
円という金額については、これはわが
自由民主党内においても非常な議論が
あつて、公職選挙法の一部改正法律
案、いわゆる小選挙区法案なるものが
出なければ、当然六千円なんといふよ
うな高額の、これは各党超党派の
あいり数字が国会において決定される
予定ではなかつた。こういふ過去の話
は別といたしまして、こういふ状況
にあつた軽油引取税について、今回三
千円という莫大な引き上げをさ
れる。しかも、今同僚の森先生のお尋
ねの遊興飲食税というふうなものにま
で減税措置あるいは税制の合理化措置
をとらうといふときに、主として中小
企業がよけいに使つた軽油に課する税
あるいはそれに関連した揮発油税だ
とか、地方道路税というふうなものに
ついて莫大な引き上げがなされるとい
ふような根拠、並びにその付帯決議を
一々お考へになつておるかといふ点
について、とくとお尋ねをいたしたい
と思ひのであります。
○政府委員(奥野誠亮君) 前国会の付
帯決議はよく承つておりますし、伊

能さんの御見解もよく承つておるわ
けであります。ただ、当時問題になり
ましたのは、一つは税率の点であつた
と思ひます。もう一つは消費量の見込
みの問題であつたと思ひます。消費量
の見込みの問題につきましては、当時
私たちは、軽油の消費量年間百万キ
ロリットル、こういふ推定をいたし
ておりました。これがもつとあるの
じゃないか。従つて、予定の税収入を
あげるのならば、税率を引き下げられ
るじゃないか、こういふ議論がござい
ました。ところが、その後の推移を見
ておりますと、通産省では、三十一年
の軽油の消費見込量を、その後九十一
万キロリットルと改訂いたしてござ
います。従ひまして、消費の見込量につ
きましては、当時自治庁の考へてござ
いましたのは、当時狂つてはなかつたとい
ふことにならうかと思ひます。次に、
税率の問題でございしますが、正直のこ
とを申し上げますと、特別な政策の変
化がなければ軽油引取税の税率はその
まま据え置くべきであつたといふよ
うに思ひます。ただ、その後自動車
の台数が猛烈にふえて参りました、道路
の損傷が強く指摘されるようになり、
内閣をいたされましては、道路整備を
急速に行ふといふような関係から、そ
の財源を受益者に求める、こういふ関
係で揮発油税の増額が取り上げられて
参つたわけでありました。もともと軽油
引取税の税率を見ます場合に、おおよ
ね揮発油税の税率の半分程度といふこ
とで出発してゐることもござい
ますし、もし、揮発油課税の負担が引き上
げられるといふことになりまして、揮
発油を使つておる自動車と、軽油を
使つておる自動車とは負担の不均衡を

生じてくるわけでございますので、揮
発油課税の引き上げの程度に応じて、
軽油引取税の税率を引き上げざるを得
ない、こういうふうな考え方をとって
おるわけでありまして、もとより軽油引
取税の全額は道路の費用に充てられる
ものでありますので、道路整備の問題
と軽油引取税の税率の引き上げとはう
らはらをなす問題であるというように
思うのであります。前国会のいきさつ
を思い起しますと、いささか私たちが
しまして、軽油引取税の税率引き上
げの問題につきましては、心苦しい感
じを持つております。しかしなが
ら、今申し上げましたように、一つは
消費量が予想と違つていなかったとい
うこと、もう一つは、自動車の発展が
非常に急速であるということ、従つて
また道路の整備というものをやはり同
様に非常に急速に行なつていかなけれ
ばならないということ、そういうこと
から揮発油課税の充実ということが政
策として取り上げられて参つてきてい
ること、それにあわせて軽油引取
税につきまして税率を調整しなければ
ならないという事情を御了承願いた
いと思つております。

○伊能繁次郎君 今御説明の点は私
解できない点はないのであります。根
本、政府がある法律については必
要以上と申してもいくらい付帯決議
を尊重する。ところが他の法律、しか
もその法律は国民に重大なる負担をか
けるような法律については、その趣旨
を尊重しないという点が、十分な御説
明がないので、その点をもう一度伺
います。

○政府委員(奥野誠亮君) 私からお答
えするのが適當であるかどうか問題が
ございまして、今も申し上げましたよ
うに、自動車の発達というものは、こ
れは国民が予想外のことではなからう
かというふうに思つてございまして。
それに伴ひまして道路の損傷もかなり
激しいようでありまして、そういうと
ころに着眼して新内閣としては道路整
備という一つの大きな政策とし
て取り上げて参つてきているわけであ
ります。道路整備というものを大きな
政策に取り上げて参りますと、自然そ
れに関連する財源の充実ということに
なり、受益者負担の問題ともからみ合
せまして揮発油ないし軽油に財源を求
めざるを得ないんじゃないだろうかとい
うふうに思つてございまして。前国
会の決議もよく承知してゐるわけであ
りますが、そういう推移もぜひ御了解
いただきたいと思いますのでござい
ます。

○伊能繁次郎君 どうもちょっと理解
しがたいのであります。道路の整備
についてはこれは歴代の政府、歴代内
閣においては基本的な方針として、す
でに鳩山内閣、石橋内閣は短命であり
ましたが石橋内閣においては基本方針が
取り上げられ、さらにそれが岸内閣に
おいて道路整備は十年計画にまで推
進されておる、このことは既定の方針
であります。しかも部長が軽油の使用
量については大体予定の量であつたと
いうようなことかとお話になりました
と、私もそれに対してさうお尋ねを
しなければならぬと思つてあります
が、当初この七百条からの法律を改正
する際に、もちろん量の問題も出まし

たが、私もかような五十条に余る
法律というものは、ある特殊な人に非
常な負担をかける、しかもこの法律構
成は非常に率直に申し上げて、この点
奥野税務部長も認められましたが、不
手ぎわの意味ではありませんが、非常
に繁雑をきわめ、しかも処罰だけを対
象としたような特殊な法律である。か
ような法律形態というものは訂正すべ
きものではないかという感じが前
国会においてもしばしば言われたので
あります。今回においては地方税法
の改正について何らさういふ措置がと
られておらない。私はこの点について
は、農林水産関係との関連もございま
するが、税が取りにくい、この法律
構成では税が非常に取りにくいとい
うことは、当初政府においても一応御理
解があつたはずで、その結果としてわ
れわれがほかに聞いておりますこと
によれば、いろいろと脱税措置が行
われる、きわめて不当な脱税措置が行
われる。従つて政府においては第七百
条の内容の、私どもには理解でき
ない、ずいぶん質問をいたした点があ
るんであります。七百条の二の末項、
「軽油引取税が課される引取が行われ
る前に軽油に炭化水素油以外のものを
混和した場合においては、その混和に
より生じたものを前項第一号の軽油と
みなす。」というふうな条項であると
か、あるいは七百条の二の第一項第一
号には明確に「軽油指十五度におい
て〇・八〇一七をこえ、〇・八七六二
に達するまでの比重を有する炭化水素
油をいい、政令で定める規格の炭化水
素油を含まないものとする。」と、こ
ういふようなややこしい問題まで法律に

規定して、しかもいろいろな脱税措置
が行われる。その脱税措置が行われる
というものについては、政府は脱税措
置の行われないような方法を講じない
で、いろいろと業者が油を使う際の合
理化、軽油以外のものを使う、それに
よつて作業がいろいろ繁雑にはなつて
も経営の合理化をはかるという等のこ
とで、いろいろのものをを使う場合
も、それでもなんでも軽油だといふよ
うな方面ばかり、悪代官式の方角には
かりいつてしまつて、税を的確に取る
という方向の努力が少しも払われてお
らない、そのために脱税が現に行われ
る、かような格好になつておることを
私は非常に遺憾に思ふ。それが同時に
数量の問題にも重大な関係がある。た
とえば日本国有鉄道のごときは自分の
使つておる軽油を平等に使用個所に
じて支払いたい、かように考へておつ
ても、横浜で荷揚げされる、横浜の用品
庫に全部入るといふことになる、神
奈川県だけしか納められないといふよ
うな問題まで起しておる。一方におい
て地方税であるならば地方の負担に
応じた、あるいは地方の道路損傷の割合
にに応じた税の取り方でなければなら
ないものを、山梨県のごときは東京で
部分の軽油が買われてしまつたために、
山梨県では道路がこわされて、今あなた
がおっしゃつた道路がこわされるのに
ような問題を少しも御改正をしよう
としない。私は必ずしも地方税が不適
当で国税が正しいとも思いません。国
税によつて譲与税にされるのはいかど
うか、それは非常に繁雑であるとい
ういろいろお話を伺いましたが、こ
ういふ点について徴税の的確ということに
対する努力が払われないで、たゞ量が
足らないから増税をせよといふ、こ
の態度は何としても私には理解でき
ない。しかも当初の税務部長のお話では
揮発油税の半分くらいが適當であると
いう、これは常識的なお話で私もい
ろいろ調べておるが、この問題に
ついては、なかなか揮発油税と軽油税
とのバランスというものがどの程度
であるかといふことについて非常に困
難であります。政府当局においても
はりこれに關する權威ある御調査が
できておらない、そしてただばく然と
して六千円程度、しかもその六千円と
いうのは前国会においては四千円程
度が適當であつたといふことで、当委員
会においては修正措置がとられようと
したのが、各般の情勢から修正措置が
とれなかつたためにあの付帯決議が
ついた。こういう沿革から申しますと、
本来ならば引き下げらるべきもので
あつた、それが揮発油税とのバランス
において値上げをするんだといふこと
だけでは私どもは納得できぬ。そう
でなくして揮発油税の本来のあり方と
同時に、その揮発油税に対する理論的
にも、實際面にも納得のいく比率とい
ふものが明確にされないと、この値上
げについても私どもとして十分な理解
ができないんじゃないかと思つて
います。先ほど来の御説明ではどうも納
得がいかに、何も納得のいく説明がな
いのであります。その点どうでしょう
か。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の第一
点は徴税をできる限り簡素にしてい
くという問題でございまして。前国会にお

路公園であるとか、あるいは特別失業対策であるとか、あるいは一般失業対策であるとかいうような、揮発油税本来の仕事でない面に使われる。また地方道路税においても、あるいは軽油引取税は昨年初めて創設されたのでありますから、その実績については、私どもまだ地方の県会等の事情を十分に調査いたしておりますのでわかりませんが、少くとも地方道路税については、しばしば警察の方面に使われてみたり、あるいは他の方面に使われたという事実が歴然としてある。こういうようなことでは、多くの国民が減税の恩典に浴している、遊興飲食税のごときは、われわれから考えてみてもあまり納得のいかなうような面までも、形式的公平化のために減税がなされている。これにはいろいろ御苦労もあらうかと思えます。そういう時代において、国民の足である交通関係のこの非常に重い増税、つまり自動車税であるとか、地方においては最近自動車取得税までかけようというような、あるいは自動車走行キロ税などというような、すべての道路が有料道路になるといふような、とほりもない税金をかけようとする。自動車が百キロ走るとその税金をとられる。全部有料道路になる。そういうような、とほりもない税金まで地方において地方税としてとられようというような片手落ちな、自動車にだけへんばな増税をしようとしているときに、その税金が他の用途に使われるというようなことがあつては、非常に遺憾でもあり、また国民に対しても申しわけないと考えますので、いづれこの問題を本審査の際には、各方面からこれに対する御審議があらうと

思いますので、これらの点について一つ私から希望を申し上げておきたいのですが、周到な資料を、いずれ内容については私後刻これこれの資料を提出願いたいということとは申し上げるつもりでございますが、政府といたしましても、地方道路税並びに輕油引取税については、各般の見地から、政府が正しいとお信じになる周到なる資料の提供を、きょうはそれだけを御注文申し上げておきます。

○委員長（本多市郎君）他に御質疑ご
さいませんか。

○吉田勝保君 遊興飲食税の中で、今度は非常に簡明になったということをよく言われるのでありますが、その中で大體減税とか、あるいは据え置きという程度のものはよいのですが、整理するといふために引き上げになっているものがあるのです。ことにそのものの中には、大衆の飲食というよりなものが引き合いになっていふよりですが、この減税をするといふときに、いろいろものを、ただそれだけの理由で税をあるいは倍にするというよりなやり方に対しては、ただ形を整えるというだけで、こういうようなことをされるのは、国民として納得がいきかねるのではないか、こういうふうに思ふのですが、ことに税を今度高くされたものだけについて、もう一度御説明を願いたいと思います。

○政府委員（奥野誠亮君） 今度の遊興飲食税の改正につきましては、説明にものうたっておりますように、租税負担の合理化をはかるとともに、税金徴収事務の簡素化を徹底したいということであります。別に遊興飲食税を減

税しよかといふような考え方をもち、この改正案を立案したものでないことを御了承願つておきたいと思ふのであります。現在の遊興飲食税につきましては、私たちがいかにも不適当だと思つております問題の一つは、課税客体相互間において、きわめて租税負担の不均衡がある。従つてまた税務行政を強力に推し進めて行きます場合にも、その結果の不均衡が營業の好不況にも強く作用して参りまして、非常に苦しい立場に置かれるということでありまして、これを是正したいということが一つのねらいになつておるわけであります。その事情は、たとえて申しますと、料理屋と旅館との間の不均衡の問題であります。料理店というものは、大体婦女の接待を伴うような場所を予想しておるわけであります。ところが料理店で飲食行為をいたしますと、一五％の税率が適用されます。旅館でありますと、五％ないし一〇％の税率が適用されるのであります。その結果、料理店における会食行為がほとんど旅館に移つてゐるわけであります。このことが、料理店におきましては、まづ一五％の税率で税金を徴収されておつたのでは店がつぶれてしまふ。そういうようなことで、かなり抵抗もあるわけでありまして、そうしますと、現在の旅館であれば五％、一〇％だ、料理店であれば一五％だといふような税率のきざみ方が不適當ではないかといふ、こういう考え方を一つ持つわけであります。同じような不均衡がやはり料理店と普通飲食店の間においてもあるわけであります。料理店と一口に申しましても、非常な高級なところから、場末の小さな小料理店もある

るわけでございます。普通飲食店も同じように貧窮なところから非常に豪奢なものもあるわけでありまして。ところが普通飲食店であれば、五百円までは五割、五百円をこえても一〇割、料理店になると、一律一五割、こういうことにならざる参りまして、この間にも非常な平均衡があるわけでありまして。そうしますと、一応法律の上では婦女の接待を伴う店だ、片方は婦女の接待を伴わない店だと、書くことは書けるのでありますけれども、個々の店で判断して行く場合には、全くどちらともつかないような場合がたくさん出てくるわけでありまして。そうしますと、税率にやはり大きな幅を持たせて行くことは、非常な不均衡をもたすことになるのではなからうか、こう思われるのであります。また、こういう事情があるものですから、業界から、単に消費金額で税率を設けたらどうかという意見も出てきておるのであります。そして国民感情から申しますと、同じ金額を使う場合も、片方は婦女の接待を伴うような店における消費金額で、従つてサービス料みたいなものが相当の部分をお占めておりましよう。しかしながら、普通飲食店におきましては、全く生理的な欲求を満たすだけで、別に婦女のサービス料などというものはほとんどない。そうしますと、やはりそこに、同じ金額であっても税率の差等を若干おいた方がいいのではないかというところが国民感情としてもあるわけでありまして。このように考えられますので、消費金額だけで税率区分をするのは徹底できない。そうかといつて、今のうちに五割、一〇割の普通飲食の關係と、それから料理店の一

五%、三〇%という税率区分、これは差が激し過ぎるんじゃないか。そうしますと、やはり一番下のところと一番上のところはずしまして、一〇%、一五%という二段階税率が課税客体の差による税率として適当な方法であり、適当な考え方じゃないか、こういふ考え方をずつ持ったわけであります。そうしますと、今まで五%のところもみんな一〇%になるじゃないかということになります。そこでまあ五%なら負担してもらえが、いかにもきついじゃないかと思われるようなところは、思い切って課税からはずしてしまふ、そのかわり、残ったところは多少がまんをしてもらって一〇%一本の税率を適用していただきたい。またそうすることによって非常に多くのものが遊興飲食税の対象からはずせる、むしろはずした方がいいのではないか、残ったところは的確に払ってもらふ、全体について言えば、残ったところは全部公平に税金を徴収してもらええるような努力をすれば、対象を少くすれば、税務行政上も監視が行き届くということになろうかと思うのであります。公平な課税が行われるようになるのじゃないかというように考えたわけであります。遊興飲食税の行政というものを公平に強力に推し進めて行こうとしますと、やはり対象をはずした方がよろしいのじゃないか、こういうようにも思ふわけでありまして、このことが免税点を引き上げる、あるいは新たに免税点を設けるようにして参つたゆえんでございます。従つて、まあ三%とか、五%の税率なら負担してもらつてもいいのじゃないかと、こういうきらめのあるところは課税の対象からはず

してしまつたわけでありませう。三〇、五〇の税率をもつてあえて負担を求めようという考え方を持たせませんで、それは思い切つてはすず、そのかわり残つたものは一本、二〇％の税率だ、こういうふうな考え方でございます。それが一つの考え方の基本をなしている問題でございます。

それからもう一つは、遊興飲食税といふものは、これは税務職員が現実消費者から税金をもちらうのじゃございませんで、業者に出してもらつた税金であります。業者が税金徴収の事務に当るのだということになりますと、できる限り簡単なやり方でやれるようにしておかないといけないのじゃないか、こう思うわけであります。同時にまた、業者に税金を徴収してもらつたわけでありませうから、税金を負担する消費者がよく内容を理解してくれる、これが必要なことだと思つてあります。

言いかえれば、消費者の監視ということになりませうか、これは業者の人がごまかしているということがすづわかる、あるいはまた業者の人が税金を計算している、それがその通りだと、的確だということがすづ消費者にわかる、こういうような案でなければ、私たちこの税金の運営はうまく行かないと思つてあります。これがまた間接税の一つの特徴でもあらうかと思つたのでありまして、間接税につきまして、あまり複雑な税率をかりに用いまして、なかなか運営は困難だと思つてあります。そういうことかと考えますと、普通飲食店であれば一〇％税金がかかるのだ、料理店であれば一五％の税金がかかるのだ、これ税金を徴収する方も徴収しやすいわけ

○政府委員(奥野誠亮君) 業者の方の料金がどの段階できまつてゐるかということによりまして、利不利が非常にあるだろうと思つております。全体としましては、普通飲食店につきましても、旅館につきましても、今度の免

方に納めてもらうのじゃなくて、お客さんに納めてもらうのだ、お客さんから業者の方々が取りやすいようにする、もたつてもらいやすいようにする、そういうことを考えてくると、わかりやすい税率をきめて行くというこ

午後三時二十四分散会
二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、輕油引取税引上げ反對に關する
請願（第七四五号）（第七四六号）
（第七七八号）（第七八九号）（第七
九〇号）（第七八三号）（第七一九
号）（第七九二〇号）（第七九二一
号）

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第七八三号 昭和三十二年二月十八日受理

地方鉄道 軌道業の事業税を所得課税とするの請願

請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
鈴木 強君

紹介議員

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第九二六号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の事業税を所得課税とするの請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 三橋幸男

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第九二七号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の事業税を所得課税とするの請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 平田宏

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第七四二号 昭和三十三年二月十五日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 永田国雄

紹介議員 椿 繁夫君

固定資産税が鉄道、軌道の全施設に一律に課されているのは、輸送の安全をおびやかすことになるから、事業の性格を考慮されて直接運輸に使用する施設については課税を撤廃せられたいとの請願。

第七四三号 昭和三十三年二月十五日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 堀井利勝

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第八八五号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の事業税を所得課税とするの請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 中村由雄

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第七八六号 昭和三十三年二月十八日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 井田喜三

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第七八七号 昭和三十三年二月十八日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 長谷部儀助

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第八八四号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 中村由雄

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第九二二号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 平田宏

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第九二三号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 三橋幸男

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第九二四号 昭和三十三年二月二十一日受理

地方鉄道、軌道業の固定資産税減免に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 折居宗長

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七四二号と同じである。

第七四四号 昭和三十三年二月十五日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会 内 小野塚岡平外九名

紹介議員 佐野 廣君

現行地方税法中の遊興飲食税は、しやし抑制の意味から遊興を対象として設定されたものであるから、遊興の伴わない飲食に対しては、(一)免税点を三百円(現行二百円)に引き上げること、(二)チケット制一品の免税額を二百円(現行百円)に引き上げること、(三)税率を千四以上百分の十とし、以下免税点まで百分の五に下げること等の減免措置を講ぜられたいとの請願。

第九五六号 昭和三十三年二月二十一日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会 内 関根高蔵外九名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。

第七四五号 昭和三十三年二月十五日受理

軽油引取税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 永田国雄

紹介議員 椿 繁夫君

今回、閣議において軽油引取税一キロ当り六千円をさらに三千円増徴することとに決定したが、これは自動車企業の租税能力を既に突破している現状であり、自動車運輸労働者は企業の不振から極端な労働強化と低賃金に苦しめられている際、本企业に重要な比率を占めている軽油税の増徴は必ず労働者にしわよせせられ、労働条件の低下を招くことは必至であるから、(一)前国会における軽油引取税についての附帯決議が無視されていること、(二)道路整備は国家緊要の基本事業であり、これの完成によつて国家全体が利益を受ける意味において一般財源より充たすべきであること、(三)自動車界の税金は軽油引取税だけでないこと等の理由により今回の引上げについて再検討せられたいとの請願。

第七四六号 昭和三十三年二月十五日受理

軽油引取税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 堀井利勝

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七八八号 昭和三十三年二月十八日受理

軽油引取税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町三〇日本私鉄労働組合 総連合会内 堀井利勝

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七八八号 昭和三十三年二月十八日受理

軽油引取税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 井田喜三
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七八九号 昭和三十三年二月十八日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 山野井薫
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七九〇号 昭和三十三年二月十八日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 山野井薫
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七九〇号 昭和三十三年二月十八日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 山野井薫
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 長谷部儀助
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第八八三号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 中村由雄
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九一九号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九一九号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 三橋幸男
紹介議員 成瀬 暢治君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九二〇号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九二〇号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九二〇号 昭和三十三年二月二十一日受理
軽油引取税引上げ反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 折居宗長
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

請願者 東京都港区芝高輪南町
三〇日本私鉄労働組合
総連合会内 平田宏
紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第九五五号 昭和三十三年二月二十一日受理
昭和三十三年度地方財政確立に関する請願
請願者 岩手県議会議員 内村 一二三
紹介議員 鶴見 祐輔君
地方財政は、先般政府が行った地方行政制度並びに地方財政制度の改革によつて昭和三十一年度から健全化の方向にむかいつつあるが、また未解決の諸問題が残されているから、(一)公債費問題の抜本的解決を図るとともに地方債制度及びその運営を合理化すること

第九五五号 昭和三十三年二月二十一日受理
昭和三十三年度地方財政確立に関する請願
請願者 岩手県議会議員 内村 一二三
紹介議員 鶴見 祐輔君
地方財政は、先般政府が行った地方行政制度並びに地方財政制度の改革によつて昭和三十一年度から健全化の方向にむかいつつあるが、また未解決の諸問題が残されているから、(一)公債費問題の抜本的解決を図るとともに地方債制度及びその運営を合理化すること

第九五五号 昭和三十三年二月二十一日受理
昭和三十三年度地方財政確立に関する請願
請願者 岩手県議会議員 内村 一二三
紹介議員 鶴見 祐輔君
地方財政は、先般政府が行った地方行政制度並びに地方財政制度の改革によつて昭和三十一年度から健全化の方向にむかいつつあるが、また未解決の諸問題が残されているから、(一)公債費問題の抜本的解決を図るとともに地方債制度及びその運営を合理化すること

と、(二)たばこ消費税の税率を第三次地方制度調査会の答申通り百分の三十程度以上に引き上げ又は国庫補助負担率の引き上げ等によつて地方の自主的税財源を強化すること、(三)国税の減税にともない地方税及び地方交付税に減少をきたさないよう国において補てん措置を講ずること、(四)新市町村の建設を早期に完遂するための財政措置を確立すること、(五)公営事業の画期的拡充を期し、地方債の消化その他金融の円滑化を図るための機関を設置すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

三月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。
3 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、自治庁長官が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものものをいう。
第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
投票日	平日	平日	平日	平日
投票日	日曜日又は休日	日曜日又は休日	日曜日又は休日	日曜日又は休日
投票人数	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満
投票人数	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
投票人数	一万人未満	一万人未満	一万人未満	一万人未満
投票人数	一万人以上	一万人以上	一万人以上	一万人以上
投票人数	二万人未満	二万人未満	二万人未満	二万人未満
投票人数	二万人以上	二万人以上	二万人以上	二万人以上

二千人未満	八、四三二、一九五二	一五、一五九	七、八〇一、二〇九七	一四、〇五五	五、三七七	七、三二七	八、四九三
二千人以上	九、六五五、一三、九六四	一七、七三三	九、三三四、二、九三三	一六、三三六	六、六二一	八、五九二	一〇、三九九
三千人未満	二、二二七、一六、六三七	二〇、六四七、二、一四七	一五、三六七	一九、〇七	八、三九五	一〇、六九五	一二、七四六
三千人以上	二、二二七、一六、六三七	二〇、六四七、二、一四七	一五、三六七	一九、〇七	八、三九五	一〇、六九五	一二、七四六
五千人未満	一五、〇七二、二〇、四三三	二五、二九五、一三、九四三	一八、八八七	二二、七九	一〇、三九九	二二、八七九	二五、三三三
五千人以上	一五、〇七二、二〇、四三三	二五、二九五、一三、九四三	一八、八八七	二二、七九	一〇、三九九	二二、八七九	二五、三三三
一万人未満	一九、五五七、二六、三三三	三三、三七七、一八、〇三三	二四、二二三	二九、七三二	一三、三〇七	二六、六〇七	二九、五三七
一万人以上	一九、五五七、二六、三三三	三三、三七七、一八、〇三三	二四、二二三	二九、七三二	一三、三〇七	二六、六〇七	二九、五三七
一万五千人未満	二七、二五二、三七、七三三	四四、九五五、二五、〇三三	三三、一五七	四二、〇〇九	一八、三七七	三三、三七七	三七、七三三
一万五千人以上	二七、二五二、三七、七三三	四四、九五五、二五、〇三三	三三、一五七	四二、〇〇九	一八、三七七	三三、三七七	三七、七三三
二万人未満	三三、五八七、四九、一二七	六二、四七七、三三、七七七	四四、〇九七	五六、〇七	二二、四四七	四四、〇九七	五五、九〇七
二万人以上	三三、五八七、四九、一二七	六二、四七七、三三、七七七	四四、〇九七	五六、〇七	二二、四四七	四四、〇九七	五五、九〇七

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	投票日	区市町村			
		区	市	町	村
五百人未満	平日 土曜日 又は休日	三三二円	六〇八円	八四二円	三〇八円
一千人未満	平日 土曜日 又は休日	三六八円	七〇二円	九八八円	三三二円
一千人未満	平日 土曜日 又は休日	四〇四円	八〇六円	一、一三三円	四〇四円
二千一人未満	平日 土曜日 又は休日	四九八円	九一〇円	一二六六円	四九八円
三千一人未満	平日 土曜日 又は休日	五五〇円	一、〇一四円	一、四〇〇円	五五〇円
五千一人未満	平日 土曜日 又は休日	六六四円	一二〇六円	一、六八八円	六六四円
一万一人未満	平日 土曜日 又は休日	八二〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	八二〇円
一万五千人未満	平日 土曜日 又は休日	一、一四四円	二、〇〇六円	二、六八八円	一、一四四円
二万人以上	平日 土曜日 又は休日	一、六九〇円	二、五〇〇円	三、二〇〇円	一、六九〇円

第四条第三項中「二千七十五円」を「二千七百八十八円」に、「千八百円」を「二千五百四十二円」に、「千四百三十七円」を「二千四十円」に改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	投票日	区市町村			
		区	市	町	村
五百人未満	平日 土曜日 又は休日	三三二円	六〇八円	八四二円	三〇八円
一千人未満	平日 土曜日 又は休日	三六八円	七〇二円	九八八円	三三二円
一千人未満	平日 土曜日 又は休日	四〇四円	八〇六円	一、一三三円	四〇四円
二千一人未満	平日 土曜日 又は休日	四九八円	九一〇円	一二六六円	四九八円
三千一人未満	平日 土曜日 又は休日	五五〇円	一、〇一四円	一、四〇〇円	五五〇円
五千一人未満	平日 土曜日 又は休日	六六四円	一二〇六円	一、六八八円	六六四円
一万一人未満	平日 土曜日 又は休日	八二〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	八二〇円
一万五千人未満	平日 土曜日 又は休日	一、一四四円	二、〇〇六円	二、六八八円	一、一四四円
二万人以上	平日 土曜日 又は休日	一、六九〇円	二、五〇〇円	三、二〇〇円	一、六九〇円

第四条第七項中「十二軒」を「十キロメートル」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人数	区市町村	開票区			
		区	市	町	村
三千人未満	開票区	五三五	三八五		
五千人未満	開票区	六三五	四三五		
一万一人未満	開票区	七八五	五三五		
一万五千人未満	開票区	一、一三五	七八五		
二万人以上	開票区	一、五三五	一、〇三五		

開票区 の 選挙人数	区市町村	開票区			
		区	市	町	村
三千人未満	開票区	七、八〇七円	七、三八七円		五、四六八円
五千人未満	開票区	九、〇九一	八、五六三		六、〇九一
一万一人未満	開票区	一二、六三九	一一、八四七		八、一三九
一万五千人未満	開票区	一六、一四七	一五、〇七九		一〇、五六八
二万人以上	開票区	二〇、八六一	一九、四三九		一三、六〇二
二万人以上	開票区	二六、八〇九	二四、八八六		一七、〇九〇
二万人以上	開票区	三一、〇七五	二八、八二五		二〇、二一六
二万人以上	開票区	三五、六一七	三三、九八三		二三、〇一八
三万人以上	開票区	四四、三二三	四〇、九二七		二八、七八三

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
一 千人未満	四、四二〇円	四、〇三〇円	二、二六一円	
二 千人未満	五、三〇四	四、八三六	二、五八四	
三 千人未満	七、九五六	七、二五四	三、八七六	
五 千人未満	九、七二四	八、八六六	四、八四五	
一 万人未満	一二、三七六	一一、二八四	六、一三七	
一 万人以上	一六、三五四	一四、九一一	八、〇七五	
一 万五千人以上	一七、六八〇	一八、一二〇	八、七二一	
二 万人未満	二〇、三三二	一八、五三八	一〇、〇一三	
三 万人以上	二二、八六八	二二、七六二	一一、六二八	

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
一 千人未満	四、四二〇円	四、〇三〇円	二、二六一円	二、〇三〇円
二 千人未満	五、三〇四	四、八三六	二、五八四	二、三三三
三 千人未満	七、九五六	七、二五四	三、八七六	三、四四八
五 千人未満	九、七二四	八、八六六	四、八四五	四、三三五
一 万人未満	一二、三七六	一一、二八四	六、一三七	五、五二二
一 万人以上	一六、三五四	一四、九一一	八、〇七五	
一 万五千人以上	一七、六八〇	一八、一二〇	八、七二一	
二 万人未満	二〇、三三二	一八、五三八	一〇、〇一三	
三 万人以上	二二、八六八	二二、七六二	一一、六二八	

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
一 万人以上	一六、三五四	一五、二七	一四、九一一	一三、六九九
一 万五千人以上	一七、六八〇	一六、四四〇	一六、一〇〇	一四、八〇〇
二 万人未満	二〇、三三二	一八、五三八	一七、〇三三	一六、〇三三
三 万人以上	二二、八六八	二二、七六二	二二、六二八	二一、四四四

開票区 の選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
一 千人未満	四、〇一〇円	三、六六〇円	二、〇五八円	
二 千人未満	四、八二二	四、三九二	二、三三二	
三 千人未満	七、二二八	六、五八八	三、五二八	
五 千人未満	八、八二二	八、〇五二	四、四一〇	
一 万人未満	一一、二二八	一〇、二四八	五、五八六	
一 万五千人以上	一四、八三七	一三、五四二	七、三五〇	
二 万人未満	一六、〇四〇	一四、六四〇	七、九三八	
三 万人以上	一八、四四六	一六、八三六	九、一一四	
三 万人以上	二二、六五四	一九、七六四	一〇、五八四	

第五条第六項中「若しくは地方事務所所在地」を「、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に、「七百五十円」を「七百九十五円」に改め、同条第七項中「都道府県庁の支庁又は地方事務所」を「都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関」に、「十二軒」を「十キロメートル」に改める。

第六条第一項中「十三万一千七百八十八円」を「九万二千一百一円」に改め、同条第二項中「五十五万九千四百三十三円」を「三十七万三千五百一十二円」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
五十万人未満	二八五、二二〇円	五十万人以上七十五万人未満	三、四七、四三六円	百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円
七十五万人以上百万人未満	三、九八、九三三円	百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円	二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円
百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円	二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円	五百五十万人以上一百万人以上	五、三〇、七五三円
二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円	五百五十万人以上一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円
一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

選挙人の数	金額
五十万人未満	四〇八、七八五円
五十万人以上一百万人未満	五三三、四五五円
一百万人以上二百五十万人未満	七〇八、二〇五円
二百五十万人以上	九〇四、九三五円

六 市

選挙人の数	金額
三十万人未満	一、九四、四六六円
三十万人以上五十万人未満	二、七〇、一七〇円
五十万人以上一百万人未満	四、六八、八七〇円
一百万人以上二百五十万人未満	六、四八、〇三二円
二百五十万人以上	八、五二、一五二円

七 町村

選挙人の数	金額
一千人未満	一、九四、四六六円
一千人以上二千人未満	二、七〇、一七〇円
二千人以上三千人未満	二、九八、九三三円
三千人以上五千人未満	四、六八、八七〇円
五千人以上一万人未満	七、〇三、三三三円
一万人以上二万人未満	八、九八、八五五円
二万人以上	一、二五、二〇八円

第十三条第二項各号列記以外の部分中「若しくは地方事務所」を「、地方事務所若しくは認定出先機関」に改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額	選挙人の数	金額	選挙人の数	金額
五十万人未満	三、五二、三三〇円	五十万人以上七十五万人未満	四、〇八、八六六円	百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円
七十五万人以上百万人未満	四、六八、八七〇円	百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円	二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円
百万人以上二百二十五万人未満	四、六八、八七〇円	二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円	五百五十万人以上一百万人以上	五、三〇、七五三円
二百二十五万人以上五百五十万人未満	五、三〇、七五三円	五百五十万人以上一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円
一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円	一百万人以上	五、三〇、七五三円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機関

四 大都市

五 区

六 市

選挙人の数	金額
三十万人未満	八、四六、五五六円
三十万人以上五十万人未満	九、〇二、一七〇円
五十万人以上一百万人未満	一、三三、四六六円
一百万人以上二百五十万人未満	一、八五、八五五円
二百五十万人以上	一、八五、八五五円

七 町村

選挙人の数	金額
一千人未満	八、九八、八五五円
一千人以上二千人未満	八、九八、八五五円
二千人以上三千人未満	一、六六、三三三円
三千人以上五千人未満	二、六八、八七〇円
五千人以上一万人未満	四、六八、八七〇円
一万人以上二万人未満	五、三〇、七五三円
二万人以上	六、五二、一五二円

市町村	市町村			
	一 消防費	二 土木費	三 道路費	四 橋りよる費
5	その他の土木費	人口	道路の面積	道路の延長
4	都市計画費	人口	道路の延長	橋りよる面積
3	港湾費	人口	橋りよる延長	橋りよる面積
2	港湾費	人口	港灣（漁港を含む）の延長	港灣（漁港を含む）の延長
1	港湾費	人口	港灣（漁港を含む）の延長	港灣（漁港を含む）の延長
4	その他の教育費	人口	人口	人口
3	厚生労働費	人口	人口	人口
2	生活保護費	人口	人口	人口
1	社会福祉費	人口	人口	人口
4	労働費	人口	人口	人口
5	産業経済費	人口	人口	人口
1	農業行政費	人口	人口	人口
2	林野行政費	人口	人口	人口
3	水産行政費	人口	人口	人口
4	商工行政費	人口	人口	人口
6	その他の行政費	人口	人口	人口
1	徴税費	人口	人口	人口
2	その他の諸費	人口	人口	人口
7	災害復旧費	人口	人口	人口

市町村	市町村			
	一 消防費	二 土木費	三 道路費	四 橋りよる費
5	その他の土木費	人口	道路の面積	道路の延長
4	都市計画費	人口	道路の延長	橋りよる面積
3	港湾費	人口	橋りよる延長	橋りよる面積
2	港湾費	人口	港灣（漁港を含む）の延長	港灣（漁港を含む）の延長
1	港湾費	人口	港灣（漁港を含む）の延長	港灣（漁港を含む）の延長
4	その他の教育費	人口	人口	人口
3	厚生労働費	人口	人口	人口
2	生活保護費	人口	人口	人口
1	社会福祉費	人口	人口	人口
4	労働費	人口	人口	人口
5	産業経済費	人口	人口	人口
1	農業行政費	人口	人口	人口
2	林野行政費	人口	人口	人口
3	水産行政費	人口	人口	人口
4	商工行政費	人口	人口	人口
6	その他の行政費	人口	人口	人口
1	徴税費	人口	人口	人口
2	その他の諸費	人口	人口	人口
7	災害復旧費	人口	人口	人口

第十二条第二項の表を次のように改める。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	人
二 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
三 市部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市に係る人口	人

四 町村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口のうち町村に係る人口	人
五 道路の面積	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十八条に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの面積	平方メートル
六 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体又は当該地方団体の長が管理するものの延長	メートル
七 橋りよりの面積	道路台帳に記載されている橋りよりの面積	平方メートル
八 橋りよりの延長	道路台帳に記載されている橋りよりの延長	メートル
九 河川の延長	河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十四条に規定する河川台帳に記載されている河川で当該地方団体の経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	メートル
十 港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下「指定統計調査」という。)で港湾に係る最近の調査(以下「港湾調査」という。)の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の経費を負担するもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果によるけい留施設の延長で当該地方団体の経費を負担する漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条の漁港に係るもの)	メートル
十一 港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	最近の港湾調査の結果による防波堤、防砂堤、導流堤等の延長で当該地方団体の経費を負担する港湾に係るもの(漁港にあつては、農林大臣が行つた最近の調査の結果による外かく施設の延長で当該地方団体の経費を負担する漁港法第二条の漁港に係るもの)	メートル
十二 都市計画区域における人口	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口で都市計画法(大正八号法律第三十六号)第二条の規定による都市計画区域に係るもの	人
十三 土地区画整理事業の施行区域の面積	当該地方団体の面積のうち、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三条第三項又は第四項の規定に基づく土地区画整理事業を施行する区域の面積	坪
十四 面積	建設省地理調査所において公表した最近の当該地方団体の面積	平方キロメートル
十五 小学校の児童数	道府県にあつては最近の学校に係る指定統計調査(以下「学校基本調査」という。)の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	人
十六 小学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の学級数	学級
十七 小学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の小学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	校
十八 中学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校の学級数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校の学校数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の市町村立の中学校の、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一 高等学校の生徒数	道府県にあつては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校(定時制の課程の市町村立の高等学校を含む。)に、市町村にあつては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数	人
二十二 盲学校、ろう学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚園、小学部、中学部及び高等部に在学する幼児、児童及び生徒の数	人
二十三 工場事業場労働者数	最近の事業所に係る指定統計調査(以下「事業所統計調査」という。)の結果による当該道府県に所在する事業所の従業者数	人

二十四	失業者数	労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数	人
二十五	耕地の面積	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農業センサス」という。)の結果による当該道府県の耕地の面積	町歩
二十六	農家数	最近の世界農業センサスの結果による当該地方団体の農家数	戸
二十七	民有林野の面積	農林大臣が行つた最近の調査の結果による当該道府県の民有林野の面積	町歩
二十八	水産業者数	最近の漁業に係る指定統計調査の結果による当該道府県の水産業者数	人
二十九	商工業の従業者数	最近の事業所統計調査の結果による当該地方団体の商工業の従業者数	人
三十	林業、水産業及び鉱業の従業者数	最近の国勢調査の結果による当該市町村の林業、水産業及び鉱業の従業者数	人

三十一	道府県税の税額	当該年度における当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の八分の十に相当する額	千円
三十二	市町村税の税額	当該年度における当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)について第十四条第二項の基準税率をもつて算定した額の七分の十に相当する額	千円
三十三	本籍人口	当該市町村の戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第七条の規定による戸籍簿に記載された者の数	人
三十四	世帯数	官報に公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の世帯数	世帯
三十五	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行方災害復旧事業に係る負担金に充てられた地方債の当該年度における元利償還金	円

第十三条第四項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第三号中「この場合において、道府県についてイ及びロに規定する算定をあわせて行うときは、ロにより算定した数値にイにより算定した数値から一を控除した数値を加算するものとする。」を削り、同号イ中「所得を「道府県税の税額」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、道府県の土木費又は産業経済費のうち総理府令で定めるものに係る係数の算定方法については、総理府令で特例を設けることができる。

第十三条第八項中「前七項を」前八項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「人口が急増した地方団体」の下に「、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体」を加え、「前六項を」前七項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」第四項に改

め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせて行う場合においては、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率(二以上の事由を通じて定めたる率を用いて算定した率を含む。)を連乗して得たる率によるものとする。ただし、道府県について第三項第三号の補正のうち道府県の態容に應ずる補正を他の補正とあわせて行う場合においては、当該事由以外の事由については、算定した率又は当該事由以外の事由について算定した率を連乗して得たる率に、当該事由について算定した率から一を控除した数値を加算して得たる率によるものとする。

第十四条第一項中「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額」の下に「、当該市町村の特別とん護手税の収入見込額」を加え、同条第三項の表道府県の項中「第七十二条第四項を」第七十二条第五項に、「第七十二条第五項を」第七十二条第六項に、「第七十二条第六項を」第七十二条第七項に、「第七十二条第七項を」第七十二条第八項に規定する。

この場合において、市町村の審査の請求に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度(交付年度という。以下本項において同じ。)以後の年度においては「普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては「交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは」を「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度(交付年度」という。以下本項において同じ。)分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額に満たないときは」に改め、同条第六項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。

第十三条第八項中「前七項を」前八項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「人口が急増した地方団体」の下に「、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体」を加え、「前六項を」前七項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」第四項に改

「八 入湯税

旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第二条第二項の「客室の畳敷」を「客室の畳敷及び浴室の畳敷」と改める。

「八 特別とん護手税

特別とん護手税法(昭和三十一年法律第...号)第二条の規定により算定した額

第十五条第二項中「二月末日以後」を「三月一日以後」に改める。

第十六条第二項中「交付税の総額に變更があつたこと」の下に「、大規模な災害があつたこと」を、「前年度の交付税の額」の下に「、大規模な災害による特別の財政需要の額」を加える。

第十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村にあつては、当該審査の請求は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の異議の申立に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第七項とする。

この場合において、市町村にあつては、当該異議の申立は、都道府県知事を経由してしなければならない。

第十九条第四項中「前三項の措置」を「前五項の規定による措置」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「超過する部分については、当該事実を発見した年度若しくはその翌年度において当該地方団体に交付すべき交付税の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付税の額をこえるときはこれを返還させなければならない。」を「超過する部分（超過額）という。以下本項及び次項において同じ。」については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間に及び、百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつた

ことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、自治庁長官は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

第十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総理府令で特例を設けることができる。

第二十条第二項中「前条第一項、第二項及び第五項の決定」を「前条第一項から第五項まで及び第七項の規定による決定」に改める。

第二十条の二第四項中「第十九条第四項から第六項まで」を「第十九条第六項から第八項まで」に改める。

第二十条の三第一項中「第十九条第三項若しくは」を削り、同条第三項中「第十九条第二項若しくは第三項」を「第十九条第二項から第五項まで」に、「交付税の額の全部又は一部を返還させた場合」を「交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合」に、「その返還された額」を「その返還され、又は納付された額」に、「当該返還された年度」を「当該返還され、若しくは納付された年度」に改める。

第二十二条中「交付税を交付する場合の下に」並びに加算金を納付させる場合を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付

税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十一年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

2 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律（昭和三十一年法律第

号）の規定により、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の一部が昭和三十一年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六

条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和三十一年度分として交付すべき普通交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の九十二に相当する額に当該加算された額を加算した額とし、特別交付税の総額は、加算されない前の地方交付税の総額の百分の八に相当する額とする。

3 前項の場合において、昭和三十一年度分の基準財政需要額の算定に用いる地方行政に要する経費の測定単位及び測定単位ごとの単位費用は、道府県及び市町村を通じ、新法第十二条に定めるところによるほか、次の表に掲げるところによるものとする。

経費の種類	測定単位	単位費用
特別地方債償還費		円
1 特別措置償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき一〇〇
2 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	一円につき五

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において、特別の措置として発行を許可された地方債（以下「特別措置債」という。）で、自治庁長官が指定するものに係る昭和三十一年度における元利償還金	円
二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る利子	昭和三十一年度から昭和三十三年度までの間に、国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費の財源に充てるため発行を許可された地方債（特別措置債を除く。）並びに交付公債に係る昭和三十一年度における利子償還金	円

目次

公営企業金融公庫法案	第五章 会計（第二十八条・第三十四条）
公営企業金融公庫法	第六章 監督（第三十五条・第三十七条）
第一章 総則（第一条・第八条）	第七章 補則（第三十八条・第三十九条）
第二章 役員及び職員（第九条・第十八条）	第八章 罰則（第四十条・第四十一条）
第三章 業務（第十九条・第二十条）	
第四章 公営企業債券（第二十三条・第二十七条）	

第一章 総則

(目的)

第一条 公営企業金融公庫は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に對し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営企業 地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものをいう。

二 地方債 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定によつて許可を受けた公営企業に係る地方債で、政府資金による引受が行われなものをいう。

(法人格)

第三条 公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

(事務所)

第四条 公庫は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 公庫の資本金は、五億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

(登記)

第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)
第七条 公庫でない者は、公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第九条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事及び権限)
第十条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の内命)
第十一条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)
第十二条 役員の内命は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

(役員の内命)
第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができな

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員
(役員の内命)
第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十五条 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(職員の内命)
第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十七条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)
第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募
二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 公庫は、前項第一号の場合において、当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可があるまでの間において特別の必要があるか、かつ、当該許可があることの見込が確実であるときに限り、当該許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付をすることができ

(業務方法書)
第二十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(業務の委託)
第二十一条 公庫は、特別の必要がある場合においては、地方公共団体に對し、資金の貸付に関する調査事務の一部を委託することができ

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に對し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができ

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(事業計画及び資金計画)

第二十二條 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 公営企業債券
(債券の発行)
第二十三條 公庫は、公営企業債券（以下「債券」という。）を発行することができ

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(一般担保)
第二十四條 債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(発行事務の委託)
第二十五條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができ

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

(政府保証)
第二十六條 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会

の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができ

(政令への委任)

第二十七条 前四条に規定するものは、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 會計

(予算及び決算)

第二十八条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十九条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日まで、に国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計については、政令で定める。

(短期借入金)

第三十条 公庫は、第二十三条の規定により、債券を発行して資金の調達をしようとする場合において、発行までの間の資金繰上必要があるときは、当該債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込が確実である場合に限

り調達する資金の前借として、主務大臣の認可を受けて、金融機関から短期借入をすることができ

2 前項の規定による短期借入金

は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

3 公庫は、第一項に規定する場合

のほか、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行への預金

(資金の交付)

第三十二条 公庫は、業務を行つた必要があるときは、第二十一条第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という)に対し、資金の貸付に必要な資金を交付することができる。

(會計帳簿)

第三十三条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要帳簿を備へなければならない。

(會計検査院の検査)

第三十四条 會計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る會計を検査することができる。

監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(役員解任)

第三十六条 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の

各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ

る。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(主務大臣)

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

(恩給)

第三十九条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」という)又は同条に規定する公務員とみなされるもの(以下本条において「公務員とみなされる者」という)が引き続き公庫の職員になつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という)附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十條第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのは、「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

「引き続き公務員又は公務員とみなされる者」として在職し」とあるのを、

とき(公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公庫の職員となり、更に引き続き公庫の職員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公庫の職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定にお

いて同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び前項の規定は、公庫の職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給に於いての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者

についての恩給法第六十四條ノ二の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再就職とみなす。

6 公庫は、第一項(他の法律の規

定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

7 公庫は、第一項(他の法律の規

定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

8 公庫は、第一項(他の法律の規

定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

9 公庫は、第一項(他の法律の規

定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

10 公庫は、第一項(他の法律の規

第八章 罰則

(罰則)

第四十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十一条 第七条の規定に違反して公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(設立の手續)

2 主務大臣は、第十一条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日)において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた後、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ七」を「第二号ノ八」に改め、同条中第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六の次に次の一号を加える。

二ノ七 公営企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の一部改正)

10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

11 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

(法人税法の一部改正)

12 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(大蔵省設置法の一部改正)

13 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。

六ノ三 公営企業金融公庫を監督すること。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(地方税法の一部改正)

16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道東北開発公庫」の下に、「公営企業金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

17 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び北海道東北開発公庫」を、「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「長期借入金金の限度額」を「長期借入金金の限度額とし、公営企業金融公庫(昭和三十三年法律第 号)第三十条の規定による短期借入金金を除く。」に改め、同項第三号中「北海道東北開発債券」の下に「及び公営企業債券」を加え、同条第三項中「北海道東北開発債券」の下に「公営企業金融公庫にあつては公営企業債券」を加える。

(自治庁設置法の一部改正)

18 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 公営企業金融公庫を監督すること。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公営企業金融公庫を監督すること。

昭和三十三年三月十一日印刷

昭和三十三年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局